

第4期奥出雲町障がい福祉計画

奥出雲町
平成27年3月



「第4期奥出雲町障がい福祉計画」の策定にあたって

近年、障がい者を取り巻く環境は大きく変化しており、平成25年4月には、「障害者総合支援法」が施行され、障がい者の範囲に難病が加わる等、改革が進められました。平成26年1月には障がい者の権利に関する条約の批准など、障がい者の権利擁護を推進するための体制づくりも進められています。また、平成28年4月には障がいを理由とする差別の解消を推進する「障害者差別解消法」の施行が予定されております。

奥出雲町においては、「障がい福祉計画策定のためのアンケート調査」を実施し、障がいのある方の生活実態、サービスの利用状況を把握するとともに、関係機関の皆様方からの地域課題などの意見を踏まえ、「第4期奥出雲町障がい福祉計画」を策定しました。

本計画は、自己決定と自己選択を基本に利用者の意思の尊重、及び全ての障がいに関する制度の一元化、地域生活への移行推進等「国の基本指針」に基づき、地域課題に対応したサービス提供のための方策を盛り込んでいます。

今後、障がいのある方もない方も奥出雲町に住む誰もが、かけがえのない個人として尊重され、住みよい町づくりと人づくりをめざして、この計画に沿って地域住民、サービス提供事業者、関係機関及び行政が連携しながら、障がい者の「自立又は生活の自立」「社会参加の促進」に取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたりまして、アンケート調査へご協力をいただいた皆様、奥出雲町障がい福祉計画策定委員の皆様、関係機関の皆様方に感謝申し上げます。

町づくりのスローガンであります「元気、安心、笑顔のまち奥出雲町とともに生きていく」の実現に向け、町民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成27年3月

奥出雲町長 勝 田 康 則

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

- 1. 計画の目的 1
- 2. 基本的理念 1
- 3. 本計画の基本的な考え方 1
- 4. 計画の期間 2
- 5. 計画の進行管理 2

第2章 障がい者（児）の現況

- 1. 身体障がい者（児） 3
- 2. 知的障がい者（児） 4
- 3. 精神障がい者（児） 4
- 4. 手帳種別新規取得者の推移 4
- 5. 障害支援区分認定者状況 5

第3章 第4期計画の数値目標

- 1. 施設入所者の地域生活への移行 6
- 2. 地域生活支援拠点等の整備 7
- 3. 福祉施設利用者の一般就労への移行 7

第4章 障害福祉サービスと相談支援等の見込量及び確保のための方策

- 1. 訪問系サービス 9
- 2. 日中活動系サービス
 - (1) 生活介護 10
 - (2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 11
 - (3) 就労移行支援 13
 - (4) 就労継続支援（A型・B型） 14
 - (5) 療養介護 15
 - (6) 短期入所（ショートステイ） 16
- 3. 居住系サービス
 - (1) 共同生活援助（グループホーム） 17
 - (2) 施設入所支援 18
- 4. 相談支援（サービス利用計画作成事業） 19
- 5. 就労移行支援及び就労継続支援利用者の一般就労移行 20
- 6. 障がい児支援
 - (1) 児童発達支援事業 20
 - (2) 放課後等デイサービス 21

(3) 保育所等訪問支援	22
(4) 医療型児童発達支援	23
(5) 障害児相談支援	24
第5章 地域生活支援事業の実施に関する事項	
1. 地域生活支援事業の目的	26
2. 事業の種類ごとの見込量及び実施に関する事項	
(1) 相談支援事業	26
(2) コミュニケーション支援事業	27
(3) 日常生活用具給付等事業	28
(4) 移動支援事業	29
(5) 地域活動支援センター	30
(6) 日中一時支援事業	31
(7) 知的障がい者職親委託制度事業	32
(8) 生活支援事業	32
(9) 社会参加促進事業	33
第6章 その他の事業の実施内容	
1. 補装具費支給事業	36
2. 障害者自立支援医療	36
3. 交通費や医療費の助成	37
4. 障がい者等配食サービス事業	39
5. 精神障がい者職親委託制度事業	39
第7章 障がい関係団体活動の推進	
1. 当事者組織	40
2. 家族会	40
3. ボランティア団体	40
第8章 施策の推進における重点課題と実施のための方策	
1. 重点課題	41
2. 重点課題実施のための方策	41
第9章 計画の推進のための方策	
1. 障がい福祉制度の周知	47
2. 計画の進行管理及び達成状況の点検・評価	47

資料集

◆資料1		1
「第4期奥出雲町障がい福祉計画」策定のためのアンケート（調査票）		
◆資料2		28
「第4期奥出雲町障がい福祉計画策定のためのアンケート」結果集計表		
◆資料3		71
障害福祉サービス提供事業所一覧		
◆資料4		75
障がい福祉計画策定委員会設置要綱		
◆資料5		77
障がい福祉計画策定委員会委員名簿		

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画の目的

障がいのある人もない人も、共に住み慣れた地域で自分らしくいきいきと過ごすことができる町づくりをめざし、障がい者及び障がい児が自立した日常生活や社会生活を営むことのできる地域づくりに必要な事項を定める計画です。

障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく計画であり、1期3年間の障害福祉サービスの数値目標を定め、適切な制度の運用と地域課題の解決のための方策を盛り込み、障がい福祉の一層の充実と推進を図ることを目的とします。

2. 基本的理念

障がいのある人が自分らしくいきいきと過ごしていく上で、地域社会の役割や責任、地域の関わり方などを定めた障害者基本法第3条及び第4条を基本的理念とします。

1. すべての障がい者（児）は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。
2. すべての障がい者（児）は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる。
3. 何人も、障がい者（児）に対して、障がいを理由として差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

3. 本計画の基本的な考え方

国は基本的な理念やサービス量を見込むためのガイドラインを定めた「指針」を示しています。本計画は、この「基本指針」と上記基本的理念（障害者基本法第3条及び第4条）を踏まえながら、障がい者（児）の生活実態やニーズを把握するためのアンケート調査の実施や関係機関からの地域課題についての意見などを基に障がいのある人の自立への施策を定めています。

【基本的な考え方】

（1）自己決定と自己選択を基本とした利用者の意思の尊重

障がい者（児）の自己決定を尊重し、必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けながら、障がい者が自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とし、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の提供体制を整備します。

(2) 全ての障がいに関する制度の一元化

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、高次脳機能障がい、難病と種別ごとに分かれている障害福祉サービスの制度をできる限り一元化し、サービスの充実に向けた取り組みを推進します。

(3) 地域生活への移行推進

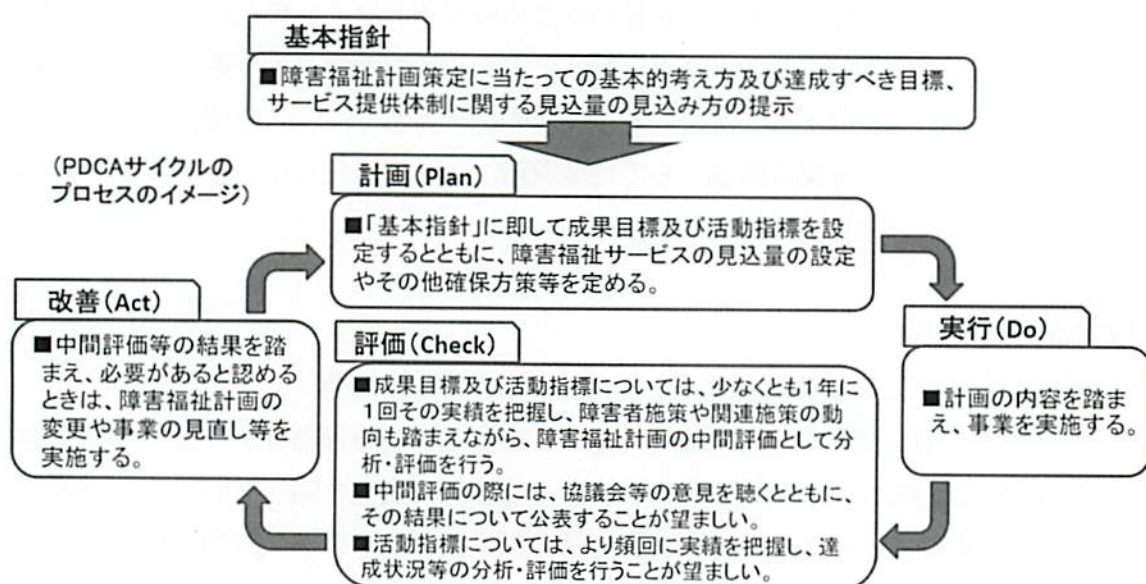
障がい者の自立を支援するために、地域生活への移行、地域生活の継続、就労等の課題に対応したサービスの提供体制を整え、その他地域の社会資源を最大限に活用して地域生活への移行を進めます。

4. 計画の期間

「障害者総合支援法」により障がい福祉計画は1期3年間の計画として策定することとされています。第1期は平成18年度から平成20年度まで、第2期は平成21年度から平成23年度まで、第3期は平成24年度から平成26年度までの期間でした。今回の第4期計画については、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

5. 計画の進行管理

第4期障がい福祉計画において、国は新たにPDCAサイクルの考え方を取り入れ、障がい福祉計画に盛り込んだ事項について、定期的の実績の把握、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、障がい福祉計画の変更やその他の必要な措置を講ずる必要があるとしました。そのため、成果目標及び活動指標については、少なくとも年1回は実績を把握し、障がい者施策及び関連施策の動向も踏まえながら、障がい福祉計画の中間評価として分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、障がい福祉計画の変更、事業の見直し等の措置を講じます。



第2章 障がい者（児）の現状

1. 身体障がい者（児）

身体障害者手帳所持者の平成26年4月1日現在の状況は、下記のとおりです。

(1) 等級別・年齢別身体障害者手帳所持者状況

(単位：人)

区 分	18 歳未満	18 歳～64 歳	65 歳以上	計
1 級	5	52	197	254
2 級	0	27	86	113
3 級	1	16	125	142
4 級	2	39	202	243
5 級	0	16	44	60
6 級	1	9	70	80
計	9	159	724	892

(2) 障がい種別・年齢別身体障害者手帳所持者状況

(単位：人)

区 分	18 歳未満	18 歳～64 歳	65 歳以上	計
視覚障がい	0	11	53	64
聴覚・平衡機能	3	9	87	99
音声・言語・そしゃく	0	3	9	12
肢体不自由	5	107	419	531
内部障がい	1	29	156	186
計	9	159	724	892

2. 知的障がい者（児）

療育手帳所持者の平成26年4月1日現在の状況は下記のとおりです。

○ 判定別・年齢別療育手帳所持者状況

(単位：人)

区分	18歳未満	18～64歳	65歳以上	計
A判定	9	36	18	63
B判定	12	37	3	52
計	21	73	21	115

(平成26年4月1日現在)

3. 精神障がい者（児）

精神障害者保健福祉手帳所持者の平成26年4月1日現在の状況は下記のとおりです。

○ 等級別・年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者状況

(単位：人)

区分	18歳未満	18～64歳	65歳以上	計
1級	0	3	6	9
2級	1	40	5	46
3級	1	13	4	18
計	2	56	15	73

4. 手帳種別新規取得者の推移

(単位：人)

年度	H23	H24	H25	H26
身体障害者手帳	56	44	46	35
療育手帳	1	4	5	3
精神障害者保健福祉手帳	6	6	7	8

(平成26年12月1日現在)

新規取得者は、身体障害者手帳、療育手帳については減少傾向です。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成26年10月1日から福祉医療費助成制度が改正され、精神障がいのある方も対象となったことにより、増加しています。

5. 障害支援区分認定者の状況

障害者総合支援法における障害福祉サービスを利用する際の基準となる区分別の認定者の状況は下記のとおりです。区分の認定はまず調査を行い、支援にどれだけの時間を要するのかを算出してその時間の多寡により区分が決まります。区分1が最も支援の時間が短く、区分6が最も多くの支援が必要です。

(単位：人)

区分 (時間数)	区分1 ～	区分2 ～	区分3 ～	区分4 ～	区分5 ～	区分6 ～	計
認定者数 (H26年3月末)	35	28	15	19	16	23	136

第3章 第4期計画の数値目標

1. 施設入所者の地域生活への移行

(1) 基本的な考え方

障がいのある人の自立支援の観点から、できるだけ施設から地域での生活ができるように支援するために、基盤整備を進める必要があります。

障がいのある人が地域で暮らせる社会の実現にはグループホームなどの住まいの場が必要であり、障がい者の方々が希望される地域でのグループホームの整備が必要です。

今後は、施設に入所している人のニーズに応じて、住まいの場の確保と地域生活を営む上でサービスの整備が必要となります。

国では、地域生活への移行を進める観点から、平成25年度末時点において福祉施設に入所している障がい者のうち、今後自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する数を見込んで、その上で、平成29年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定することとしています。当該目標値の設定に当たっては、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行するとともに、これに合わせて平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減することを基本とするとしています。

(2) 目標値の設定

本町では、次のとおり目標値を設定します。

項 目	数 値	備 考
現在の施設入所者数	25 人	平成25年度末の施設入所者数
計画する施設入所者数	22 人	平成29年度末の入所者数見込み
【目標値】 地域生活移行者数	3 人	施設入所者（基礎数値）のうち、グループホーム等へ地域移行する者の数 （計画期間中に3人地域移行予定）
	12.0 %	
【目標値】 削減見込	3 人	計画期間中での削減見込数
	12.0 %	

2. 地域生活支援拠点等の整備

(1) 基本的な考え方

障がい者の親等の高齢化などに対応し、地域で自立した生活を安心して送られるようにするため、グループホーム又は障がい者支援施設に付加した地域生活支援拠点の町内整備を進めます。

この「地域生活支援の拠点」というのは、は第4期障がい福祉計画で新たに加えたもので、整備に当たっては、「地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望するものに対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能」が求められており、今後、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要があるとしています。

(2) 目標値の設定

本町では、拠点としては少し広がりのある地域に点在しているものの、機能としては1箇所整備されているので、これを有効に活用するとともに、できれば更なる整備をめざします。

項 目	数 値	備 考
現在の地域生活支援拠点数	1 箇所	
【目標値】目標年度の地域生活支援拠点数	1 箇所	

3. 福祉施設利用者の一般就労への移行

(1) 基本的な考え方

福祉施設利用者で一般就労へ移行された方は、昨年1名であり、低調な数値ではありますが、就労に対して意欲を持つ障がい者は増えつつあります。

今後も引き続き、職場体験の受入れ先の確保、町内外の企業における障がい者雇用の理解を図り、一般就労に結びつけるよう体制の強化を図る必要があります。

国では、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業を言います。）を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者の目標値を定めることとし、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本としています。また、当該目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、

就労移行支援事業の利用者数については、平成29年度末における利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すとしています。

(2) 目標値の設定

本町では、次のとおり目標値を設定します。

項 目		数 値	備 考
一般就労移行者数	平成24年度の一般就労移行者数	1 人	福祉施設を退所し、一般就労した者の数
	【目標値】目標年度の年間一般就労移行者数	2 人	平成29年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
	割合	200 %	
就労移行支援事業所の利用者数	就労移行支援事業所利用者数	1 人	平成25年度末における就労移行支援事業所利用者数
	目標年度までの就労移行支援事業所利用者数	2 人	平成29年度の就労移行支援事業所の利用見込み数
	割合	200 %	
就労継続支援事業所の利用者数	目標年度就労継続支援事業利用者数	62 人	平成29年度末における就労継続支援事業（A型＋B型）の実利用見込み数
	目標年度就労継続支援事業（A型）利用者数	2 人	平成29年度末における就労継続支援事業（A型）の利用見込み数
	割合	3 %	

第4章 障害福祉サービスと相談支援等の見込量及び確保のための方策

1. 訪問系サービス

(1) 現状

本町内では「仁多ヘルパーステーション」と「ヘルパーステーションたんぼぼ」の2事業所で行っています。町外の事業所は、「JAしまね雲南すずらん福祉センター」、「あおぞら福祉会」、「雲南ひまわり福祉会」があります。

現在、居宅介護、行動援護のサービスが利用されています。

(2) サービスの内容

サービス名	サービスの内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅で入浴、排泄、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常に介護を必要とする者に居宅において入浴、排泄、食事の介護や、外出時の移動支援等を総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている者に、行動する時に生じ得る危険を回避するための必要な支援や、外出時の移動支援等を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い障がい者に、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的にを行います。
同行援護	重度の視覚障がいにより外出することが困難な者に、移動時において同行し、移動に必要な声かけや身体介助等を行います。

(3) サービスの現況（平成26年12月サービス提供実績）

サービスの種類	事業所数（箇所）				実利用者数（人）			
	奥出雲町	雲南市 飯南町	その他	計	奥出雲町	雲南市 飯南町	その他	計
居宅介護	2	1	0	3	5	2	0	7
行動援護	0	1	0	1	0	1	0	1

(4) サービス量の見込（1月当たり）

区 分		単位	26年度末 (実績見込)	27年度末	28年度末	29年度末
・居宅介護 ・重度訪問介護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援 ・同行援護	利用者数㉞	人	8	10	15	20
	1人当り利 用量㉞	時間 (分)	16.4	20	20	20
	サービス見 込量㉞×㉞	時間 (分)	131	200	300	400

(5) 見込量の根拠

施設入所等から地域移行が進むことから、訪問系サービスの利用が増加することを見込んでいます。

(6) 見込量確保のための方策

- 施設入所者の地域生活への移行を促進する上で不可欠なサービスであり、利用ニーズを見極めながら利用者への適切な対応をしていきます。
- 障がいのある人が日常生活を安心して送れるよう家事援助や身体介護などのサービスの充実を図るため、ホームヘルパー等の人材の確保、サービスの質の向上について関係機関と連携して実施します。
- 視覚障がいのある人に対する外出先における移動支援としての同行援護の利用の促進を図るため、各事業所へサービスの提供量の確保について働きかけます。

2. 日中活動系サービス

(1) 生活介護

本町内において、平成25年5月に生活介護事業所「あすなろ」（定員20名）が開所になり、通所により生活支援を受けられる施設ができました。入浴等に不自由を感じておられた方に大変喜んでいただいております。

また、「障害者療護施設コスモス」が入所者の確保が困難となり、平成26年3月に閉鎖されました。

① サービスの内容

常に介護や支援を必要とする者が対象で、主に日中に入浴、排泄、食事の介護、創作活動又は生産活動の機会を提供します。

② サービスの現況（平成26年12月サービス提供実績）

在宅等から通所による利用者と施設入所中の方が施設内で利用される者と併せたもの

サービスの種類	事業所数（箇所）				実利用者数（人）			
	奥出雲町	雲南市飯南町	その他	計	奥出雲町	雲南市飯南町	その他	計
生活介護	1	3	15	19	12	15	20	47

③ サービス量の見込

区 分	単位	26年度末 (実績見込)	27年度末	28年度末	29年度末
利用者数㊦	人	64	67	70	72
1人当たり利用量㊧	日／月	21	22	22	22
サービス見込量㊦×㊧	人日	1,322	1,474	1,540	1,584

④ 見込量の根拠

平成27年4月から出雲養護学校の雲南分教室が開校されるため、今後特別支援学校卒業者等の利用の増加が見込まれます。

⑤ サービス見込量の確保のための方策

利用者のニーズを把握し、障がいのある人が地域社会で生活し、生きがいをもちた生活が送られるよう利用の促進を図ります。

(2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

町内に自立訓練の事業所はなく、雲南圏域では「しゃぼん玉工房」が自立訓練（生活訓練）を実施していましたが、平成27年3月末で事業を廃止される予定です。

自分の健康や体力に不安を感じている者が多く、身体機能を高めていくためのサービスや生活動作等を訓練するサービスが求められています。

県内には出雲市の「WANA JAPAN」、松江市の「まるべりー松江」、安来市「コミュニティハウスはしま」等があります。

① サービスの内容

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間で身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を行います。

② サービスの現況（平成26年12月サービス提供実績）

現在「WANA JAPAN」での利用者が1名です。

サービス の種類	事業所数（箇所）				実利用者数（人）			
	奥出雲町	雲南市 飯南町	その他	計	奥出雲町	雲南市 飯南町	その他	計
自立訓練 （機能訓練）	0	0	0	0	0	0	0	0
自立訓練 （生活訓練）	0	0	1	1	0	0	1	1

③ サービス量の見込

区 分		単位	26年度末 （実績見込）	27年度末	28年度末	29年度末
機能 訓練	利用者数㊦	人	2	2	2	3
	1人当り利用量㊧	日／月	13	22	22	22
	サービス見込量 ㊦×㊧	人日	26	44	44	66
生活 訓練	利用者数㊨	人	1	1	1	1
	1人当り利用量㊩	日／月	10	10	10	10
	サービス見込量 ㊨×㊩	人日	10	10	10	10

④ 見込量の根拠

地域生活への移行にむけ、機能訓練の利用を希望される方の増加を見込んでいます。

⑤ サービス見込量の確保のための方策

町内での整備と広域的な実施の両面から検討し、サービスを確保していきます。

(3) 就労移行支援

本町内に事業所はなく、雲南市の「しゃぼん玉工房」の事業所を利用しています。

① サービスの内容

一般企業等への就労を希望する者に対して、定められた期間で就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。

② サービスの現況（平成26年12月サービス提供実績）

12月は利用実績はありませんでしたが、通常2名の方が利用されています。

サービスの種類	事業所数（箇所）				実利用者数（人）			
	奥出雲町	雲南市飯南町	その他	計	奥出雲町	雲南市飯南町	その他	計
就労移行支援	0	0	0	0	0	0	0	0

③ サービス量の見込

区 分	単位	26年度末 (実績見込)	27年度末	28年度末	29年度末
利用者数㊦	人	2	2	2	3
1人当たり利用量㊧	日／月	18	22	22	22
サービス見込量 ㊦×㊧	人日	36	44	44	66

④ 見込量の根拠

平成29年度までに一般就労をめざす利用者が若干名増加すると見込んでいます。

⑤ サービス見込量の確保のための方策

- 一般就労に向け、就労訓練できる機会や場の提供を拡充するとともに町内での施設整備を検討します。
- 一般就労への移行ができるよう、圏域内の事業所と連携しながら支援していきます。

(4) 就労継続支援（A型・B型）

本町では就労継続支援B型事業所は、「けやきの郷」と「NPO法人ふきのとう」があります。「就労継続支援A型」については雲南圏域に事業所「合同会社エコカレッジ」があります。

① サービスの内容

就労継続支援（A型：雇用型）は、企業等に就労することが困難な障がいのある方に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。（一般企業への就職を目指すサービス）

就労継続支援（B型：非雇用型）は、通常の企業等に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある方に対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のための訓練を行います。（次のステップを目指すサービス）

② サービスの現況（平成26年12月サービス提供実績）

本町内での利用者は在宅からの利用者は43人です。グループホームからの利用者は9人です。その他の利用者はその圏域内のグループホームからの利用です。

サービスの種類	事業所数（箇所）				実利用者数（人）			
	奥出雲町	雲南市 飯南町	その他	計	奥出雲町	雲南市 飯南町	その他	計
就労継続支援 A型	0	1	1	2	0	1	1	2
就労継続支援 B型	2	3	4	9	41	4	5	50

③ サービス量の見込

区 分		単位	26年度末 (実績見込)	27年度末	28年度末	29年度末
A型	利用者数㉞	人	2	2	2	2
	1人当たり利用量㉟	日／月	21	22	22	22
	サービス見込量 ㉞×㉟	人日	42	44	44	44
B型	利用者数㊱	人	53	55	60	60
	1人当たり利用量㊲	日／月	16.8	16.5	15.8	15.8
	サービス見込量 ㊱×㊲	人日	892	910	950	950

④ 見込量の根拠

利用ニーズ、特別支援学校を卒業する者などの状況を勘案し、一般就労が困難な者の就労の場として、就労継続支援（A型、B型）の利用者が増加することを見込んでいます。

⑤ サービス見込量の確保のための方策

就労継続支援B型事業所での仕事（工賃）確保に向け、関係機関に働きかけます。

就労継続支援A型事業所については、引き続き、町内での事業所の整備も見据えながら、当面は雲南圏域あるいは圏域外の事業所の利用を促進します。

(5) 療養介護

本町内では事業所はなく、松江市内の「松江医療センター」と「東部島根医療福祉センター」の2ヶ所で利用者がいます。

① サービスの内容

常に医療と介護を必要とする者を対象に、医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話を提供するサービスです。

② サービスの現況（平成26年12月サービス提供実績）

サービスの種類	事業所数（箇所）				実利用者数（人）			
	奥出雲町	雲南市 飯南町	その他	計	奥出雲町	雲南市 飯南町	その他	計
療養介護	0	0	2	2	0	0	9	9

③ サービス量の見込

区 分	単位	26年度末 (実績見込)	27年度末	28年度末	29年度末
サービス見込量	人	9	9	9	9

④ 見込量の根拠

現状のまま推移すると見込んでいます。

⑤ サービス見込量の確保のための方策

医療と福祉の支援を必要とする者に、サービスを提供できるよう施設サービスの確保に努めます。

(6) 短期入所（ショートステイ）

「障害者療護施設コスモス」で身体障がい者を対象とした短期入所を行っていましたが、平成26年3月に閉鎖されました。それ以降は、特別養護老人ホーム「むらくも苑」にて障がい者と高齢者の併用の短期入所（11床）と障がい者の短期入所（1床）を実施しています。現在、町内施設での利用はありません。

① サービスの内容

介護者が病気等の理由で一時的に居宅にて介護ができない場合、施設において介護を行います。

② サービスの現況（平成26年12月サービス提供実績）

圏域外で、「松江療育園」の利用者が1名です。

サービスの種類	事業所数（箇所）				実利用者数（人）			
	奥出雲町	雲南市飯南町	その他	計	奥出雲町	雲南市飯南町	その他	計
短期入所	0	0	1	1	0	0	1	1

③ サービス量の見込

区 分		単位	26年度末 (実績見込)	27年度末	28年度末	29年度末
福祉型	利用者数⑦	人	1	1	1	1
	1人当たり利用量①	日／月	27	7	7	7
	サービス見込量⑦×①	人日	27	7	7	7
医療型	利用者数⑦	人	0	1	1	1
	1人当たり利用量①	日／月	0	2	2	2
	サービス見込量⑦×①	人日	0	2	2	2

④ 見込量の根拠

今後は長期休暇中の児童や在宅で暮らす障がい者等の利用が増加することを見込んでいます。

⑤ サービス見込量の確保のための方策

障がい種別にかかわらず、本人やその家族の緊急時等に受け入れができるようサービスの確保に努めます。

また、医療型のサービス事業所が本町内になく、できれば町立病院にてサービスの提供ができるよう働きかけます。

3. 居住系サービス

(1) 共同生活援助（グループホーム）

平成26年4月に共同生活介護が共同生活援助に統合されました。町内では社会福祉法人仁寿会（雲南市掛合町）が「グループホームヴィラ佐白」を運営しています。現在、町内外で28名の方が奥出雲町、雲南市、飯南町、圏域外のグループホームを利用しています。

① サービスの内容

共同生活援助とは、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

② サービスの現況（平成26年12月サービス提供実績）

サービスの種類	事業所数（箇所）				実利用者数（人）			
	奥出雲町	雲南市 飯南町	その他	計	奥出雲町	雲南市 飯南町	その他	計
共同生活援助 （グループホーム）	1	2	10	13	4	8	16	28

③ サービス量の見込

区 分	単位	26年度末 （実績見込）	27年度末	28年度末	29年度末
サービス見込量	人	31	33	38	38

④ 見込量の根拠

地域移行により、利用者が増加することを見込んでいます。

⑤ サービス見込量の確保のための方策

- 障がいのある人の地域生活への移行に向け、グループホームの整備が必要であり施設整備について事業所に働きかけ、国の補助制度等の活用を図りながら、積極的にサービス量の供給量の増を推進します。
- 障がい者の自立した地域生活に対する理解を深めるために、障がい者が共に地域での生活を営むことができるよう広報周知を図ります。

(2) 施設入所支援

町内では、「障害者療護施設コスモス」が施設入所支援を行っていましたが、利用者の確保が困難となり、平成26年3月で閉鎖しました。その他雲南市、松江市、出雲市、邑南町等町外の施設に入所があります。

① サービスの内容

利用者に対して夜間と土日、休日等の時間を過ごす場所を提供し、入浴、排泄、食事の介護等のサービスを提供します。

② サービスの現況（平成26年12月サービス提供実績）

サービスの種類	事業所数（箇所）				実利用者数（人）			
	奥出雲町	雲南市 飯南町	その他	計	奥出雲町	雲南市 飯南町	その他	計
施設入所支援	0	1	13	14	0	7	19	26

③ サービス量の見込

区 分	単位	26年度末 (実績見込)	27年度末	28年度末	29年度末
サービス見込量	人	25	24	23	22

④ 見込量の根拠

施設入所から地域生活への移行を進めるため、現状より2名少なくなると見込んでいます。

⑤ サービス見込量の確保のための方策

今後、現在の利用者や新たな利用希望者についても、地域での在宅生活の移行の可能性を探ることを基本におきながら、施設入所でしか対応できない障がいの程度やニーズに応じて、本サービスの利用ができるよう支援します。

4. 相談支援（サービス利用計画作成事業）

相談支援事業所が本町内に2箇所、雲南市内に7箇所、飯南町内に1箇所あり、それぞれ計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援などの業務を行っています。

① サービスの内容

相談支援事業所において障害福祉サービスの利用者や今後サービスを利用したい障がい者への相談支援を行い、本人や家族の意向や生活状況から適切なサービスを計画的に利用できるようサービス利用計画の作成を行います。

② サービスの現況（平成26年12月サービス提供実績）

新規作成後、計画どおりにサービスが提供されているか、本人の利用ニーズが解決し、目標に掲げた状態に近づいているかなど定期的にモニタリングをして、サービス利用計画を見直していきます。（新規申請、モニタリングの実績です）

サービスの種類	事業所数（箇所）				実利用者数（人）			
	奥出雲町	雲南市 飯南町	その他	計	奥出雲町	雲南市 飯南町	その他	計
計画相談支援	1	2	1	4	3	6	1	10

③ サービス量の見込

区 分		単位	26年度末 (実績見込)	27年度末	28年度末	29年度末
計画相談支援	サービス見込量	人	15	15	15	15
地域移行支援	サービス見込量	人	0	1	1	1
地域定着支援	サービス見込量	人	0	1	1	1

④ 見込量の根拠

- 障害福祉サービスを利用する全ての障がい者にサービス利用計画を立てることとなったため、モニタリングも含め、増加する見込みとなっています。
- 地域移行支援と地域定着支援については施設入所者等の地域生活への移行の増加を見込んでいます。（町内の事業所ではふきのとう、けやきの郷が対応します。）

⑤ サービス見込量の確保のための方策

- 身近で利用しやすい相談支援体制の整備に努めます。
- サービス等利用計画を作成する相談支援専門員の資質の向上に努めます。

5. 就労移行支援及び就労継続支援利用者の一般就労移行

① 一般就労移行とは

就労を希望される65歳未満の障がいのある方で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれ、一般就労に必要な知識、能力を養うために、就労移行支援、就労継続支援のサービスを利用していた方が、適正に見合った職場へ就労、定着されることです。

就労移行支援事業所は雲南圏域に1箇所、就労継続支援A型は雲南圏域に1箇所、就労継続支援B型は町内2箇所、雲南圏域に7箇所あります。

② 一般就労移行者の見込

区 分	単位	26年度末 (実績見込)	27年度末	28年度末	29年度末
就労移行支援及び就労継続支援 利用者の一般就労移行者	人	1	1	1	1

③ 見込量の根拠

年間1名ずつの一般就労移行者を見込んでいます。

④ サービス見込量の確保のための方策

- 相談支援事業所と連携し、就労に向けた段階的な相談支援の強化に努めます。
- 特別支援学校卒業者などで就労移行支援サービス、就労継続支援サービスを利用される方が年々増えてきていますので、一般就労へ向けてさらに支援を強化します。
- 一般就労を推進するために関係機関との連携を強化し、雇用に関する情報を提供することや雇用に対する理解と協力を得よう町内企業等への啓発を図るなど、障がい者が安心して、ステップアップにチャレンジできる環境づくりを進めていきます。(第3章の「3. 福祉施設利用者の一般就労への移行」で記載)

6. 障がい児支援

(1) 児童発達支援事業

現在利用はありません。事業所は、本町内にはありませんが、雲南市に「さくら教室」があります。

① サービスの内容

就学前の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

② サービス量の見込

区 分	単位	26 年度末 (実績見込)	27 年度末	28 年度末	29 年度末
利用者数㊦	人	0	1	1	1
1 人当たり利用量㊧	日／月	0	1	1	1
サービス見込量㊦×㊧	人日	0	1	1	1

③ 見込み量の根拠

障がい児に限らず就学前の乳幼児については、ほとんどが保育所、幼稚園等に入所しています。サービスの利用希望に応じて、提供量の確保に努めます。

④ サービス確保のための方策

保育、保健、医療、各関係機関と連携しながら、対象者を把握するとともに、サービスについて情報提供を行い利用につなげます。

今後も、圏域内の事業所の利用を進めていきます。

(2) 放課後等デイサービス

本町内に事業所はありませんが、現在、町外では松江市の「多機能型事業所 サテライトいくま」、雲南市の「さくら教室」で3名の利用者がいます。平成26年11月雲南市に「さくらおろち牧場そらうま」が開設されました。この事業所では馬と関わって遊んだり、牧場の作業、手仕事など様々な遊びを通して生きる力を育む活動が行われています。

① サービスの内容

学校等に就学している障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所をつくります。

② サービスの現況（平成26年12月サービス提供実績）

サービスの種類	事業所数（箇所）				実利用者数（人）			
	奥出雲町	雲南市 飯南町	その他	計	奥出雲町	雲南市 飯南町	その他	計
放課後等 デイサービス	0	2	0	2	0	2	0	2

③ サービス量の見込

区 分	単位	26年度末 (実績見込)	27年度末	28年度末	29年度末
利用者数⑦	人	2	4	4	4
1人当り利用量⑧	日／月	4	4	4	4
サービス見込量⑦×⑧	人日	8	16	16	16

④ 見込み量の根拠

サービスを利用している人の中には、平成26年度末に18歳に到達し利用できなくなる方がいますが、逆に放課後や夏休み等の長期休暇中の居場所のニーズは、年々増加傾向にあり、土・日の利用も可能になった事業所もあるため利用者の増加を見込んでいます。

⑤ サービス確保のための方策

サービスについて情報提供し、利用したいサービスが受けられるよう、サービス提供事業所と連携していきます。

町内での事業所がないため、雲南圏域の事業所の利用を進めるなどサービス提供の確保に努めます。また、利用しやすいように送迎サービスの検討など保護者の負担軽減につながる体制づくりを進めていきます。

(3) 保育所等訪問支援

現在、雲南圏域では「さくら教室」や出雲市の「児童発達支援センターわっこ」で、3名の利用者がいます。本人が在籍する保育所や学校等に専門のスタッフが訪問し、本人の特性に応じた専門的な助言、指導を施設スタッフへ行っています。

① サービスの内容

障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

② サービスの現況（平成26年12月サービス提供実績）

サービスの種類	事業所数（箇所）				実利用者数（人）			
	奥出雲町	雲南市飯南町	その他	計	奥出雲町	雲南市飯南町	その他	計
保育所等訪問支援	0	1	0	1	0	1	0	1

③ サービス量の見込

区 分	単位	26年度末 （実績見込）	27年度末	28年度末	29年度末
利用者数㊦	人	1	2	2	2
1人当り利用量㊧	日／月	1	1	1	1
サービス見込量㊦×㊧	人日	1	2	2	2

④ 見込み量の根拠

これまでの利用実績を踏まえつつ、現在の利用者が引き続き利用できるとともに、新たな利用希望者に対応できるよう、提供量の確保に努めます。

⑤ サービス確保のための方策

保育、保健、医療、各関係機関と連携を図りながら、対象児童を把握するとともに、サービスについて情報提供を行います。また、町内では事業所がないため、雲南圏域等の事業所の利用を進めていきます。

(4) 医療型児童発達支援

県内には事業所がないため、現在サービスを利用している児童はいません。

① サービスの内容

上肢、下肢または体幹機能に障がいのある児童に対し、必要な治療を行いながら日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを提供する事業です。

② サービス量の見込

区 分	単位	26 年度末 (実績見込)	27 年度末	28 年度末	29 年度末
利用者数㊲	人	0	0	0	0
1 人当り利用量㊳	日／月	0	0	0	0
サービス見込量㊲×㊳	人日	0	0	0	0

③見込み量の根拠

利用できる事業所がないため、現在のところ見込んでいません。

④ サービス確保のための方策

今後は利用ニーズを調査しながら、必要な時に対応できるよう、県内の関係機関等と提供体制について協議をしていきます。

(5) 障害児相談支援

現在障がい児の指定を受けた相談支援事業所が本町内に「サポートセンターけやき」と「NPO法人ふきのとう」の2ヶ所、雲南圏域では「さくら教室」「雲南ひまわり福祉会きすき障害者（児）相談支援センターおれんじ」の2ヶ所があり、サービスの利用計画の作成を行っています。

① サービスの内容

障がい児が障がい児通所支援サービスを利用する際に障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行う事業です。

② サービスの現況

雲南圏域の「さくら教室」「障害者（児）相談支援センターおれんじ」へそれぞれ2名ずつサービス利用計画の策定について依頼しています。1名はセルフプラン（利用者自身または保護者等が自分自身でプランを作成する）を作成されることになっています。

③ サービス量の見込

区 分	単位	26 年度末 (実績見込)	27 年度末	28 年度末	29 年度末
月間サービス見込量	人	1	3	3	3

④ 見込み量の根拠

障がい児通所支援サービスの利用児童数を勘案して、原則全ての通所支援サービスの利用児童のサービスが本サービスを利用することをめざします。

⑤ サービス見込み量の確保のための方策

- 障がいのある児童とその家族への支援が適切に行われるよう、相談支援事業所と連携を図りながら、より身近で利用しやすい相談支援体制の整備に努めます。
- 障害児相談支援は、保護者のニーズを汲み取り、幼稚園や学校などの関係機関との連携など相談支援従事者としての専門性が問われることから、相談支援従事者の資質の向上を図ります。

第5章 地域生活支援事業の実施に関する事項

1. 地域生活支援事業の目的

障がい者（児）がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的かつ効果的に実施し、障がい者等の福祉の増進を図ります。

2. 事業の種類ごとの見込量及び実施に関する事項

(1) 相談支援事業

町内では、現在委託している事業所は「NPO 法人ふきのとう」「サポートセンターけやき」の2事業所と雲南市では「雲南広域福祉会」と「仁寿会」があります。

① サービスの内容

障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい者やその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行います。

② サービス量の見込

区 分	単位	26 年度末 (実績見込)	27 年度末	28 年度末	29 年度末	実施方法
1) 相談支援事業						
相談支援事業	箇所	2	2	2	2	町内
		2	2	2	2	広域
地域自立支援協議会	箇所	1	1	1	1	広域
基幹相談支援センター	箇所	1	1	1	1	直営
2) 市町村相談支援機能強化事業	箇所	1	1	1	1	広域
3) 成年後見制度利用支援事業	件	0	3	3	3	町への申請により実施
4) 成年後見制度法人後見支援事業	件	0	1	1	1	

③ 見込量の根拠

相談支援事業所は現行のままで、4事業所を見込んでいます。また、基幹相談支援センターは直営方式とし、平成24年4月に福祉事務所に設置しました。

④ サービス見込量の確保のための方策

- 身近な地域で相談支援が受けられるよう、広報等を通じ周知を図り、本事業の利用促進に努めます。
引き続き、テレビ電話を活用し、聴覚障がい者の相談に対応します。
- 専門的な相談や困難事例への対応を速やかに行うため、各相談支援事業所や関係部署、関係機関の相談窓口との連携体制を整えるとともに、地域自立支援協議会での情報交換により、情報の共有に努めます。
- 障がい種別にかかわらず対応できる専門性の高い知識を備えた相談支援専門員の資質の向上のために、研修会等への参加を促進します。
- 成年後見制度の広報や啓発に努めていきます。

(2) コミュニケーション支援事業

① サービスの内容

聴覚障がいや、言語機能障がい、音声機能障がい、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行い、円滑な意思疎通が図られるよう支援します。

② サービス量の見込

区 分	単位	26 年度末 (実績見込)	27 年度末	28 年度末	29 年度末
利用見込者数 (実人数)	人	2	4	4	4
提供期間の設置数	箇所	1	1	1	1

③ 見込量の根拠

広報や啓発を通じて利用者数が増加していくことを見込んでいます。

④ サービス見込量の確保のための方策

- 3市町（雲南市、飯南町、奥出雲町）で実施しており、円滑に実施されるよう、手話奉仕員、手話通訳者、要約筆記者の人材の確保に努めます。
- 障がいのある人となない人との交流を促進する手段として、制度の周知や利用しやすい雰囲気や環境づくりを進めます。

(3) 日常生活用具給付等事業

① サービスの内容

在宅の重度障がい者に対し、日常生活の便宜を図るため、介護や訓練用の日常生活用具の給付をします。また、住宅の段差解消など住環境の改善を行う際、居宅生活動作補助用具の購入費や改修工事費の一部を給付します。

② 平成25年度実績

種 目		件 数
介護・訓練支援用具		0
自立生活支援用具	歩行支援用具	1
	頭部保護帽	1
	電磁調理器	1
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器	2
	盲人用体温計	1
	盲人用体重計	1
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用拡大読書器	2
	盲人用時計	1
排泄管理支援用具	ストマ装具	66
	紙おむつ等	5
計		81

③ サービス量の見込

区 分	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
(1) 介護・訓練支援用具 (特殊寝台、移動用リフト等)	件	0	1	1	1
(2) 自立生活支援用具 (入浴補助用具、歩行支援用具等)	件	1	3	3	3
(3) 在宅療養等支援用具 (透析液加温器、電気式たん吸引器等)	件	1	1	1	1
(4) 情報・意思疎通支援用具 (拡大読書器、情報受信装置等)	件	3	1	1	1
(5) 排泄管理支援用具 (ストマ装具、紙おむつ等)	実利用 人数	65	80	80	80
(6) 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	1	1	1	1

④ 見込量の根拠

利用者の希望に応じ、提供量の確保に努めます。

⑤ サービス見込量の確保のための方策

利用希望者の把握に努め、毎年予算の精査により、障がいの特性に合わせた、適切な日常生活用具の給付を行います。

(4) 移動支援事業

現在町内では「仁多ヘルパーステーション」、雲南市では「ひまわり福祉会」、出雲市では「CS いずも」に事業を委託して実施しています。「仁多ヘルパーステーション」では移動時の直接的な介助や付き添い等の支援や視覚障がいのある人へ外出時の支援を行う視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業も行っています。

平成25年度に新たに「CS いずも」と委託契約を行ったことにより、松江養護学校への通学に利用されています。

① サービスの内容

自立した生活の確保や社会参加の促進を図るため、屋外での移動が困難な障がい者等に対して、個別又は集団での外出支援や圏域内の施設サービスを利用する者への送迎サービスを行います。

② サービスの現況（平成26年12月サービス提供実績）

サービスの種類	事業所数（箇所）				実利用者数（人）			
	奥出雲町	雲南市 飯南町	その他	計	奥出雲町	雲南市 飯南町	その他	計
移動支援事業	1	1	1	3	2	2	1	5

③ サービス量の見込

区 分	単位	26年度末 (実績見込)	27年度末	28年度末	29年度末
利用見込者数（実人数）	人	5	9	9	9
月間利用時間数（延べ）	時間	320	440	460	480

④ 見込量の根拠

特別支援学校への通学など外出等のニーズがあることや、サービス提供事業所が増える見通しであることから、利用者数が増加することを見込んでいます。

⑤ サービス見込量の確保のための方策

平成27年4月1日開校予定の出雲養護学校雲南分教室への通学支援のために事業所の確保等、保護者の要望に応じてサービスの提供に努めます。

また、利用者のニーズや障がいの特性などに合わせ、より利用しやすいサービスの提供に努めます。

(5) 地域活動支援センター

本町内には事業所がないため、雲南圏域や圏域外の事業所に委託して実施しています。

① サービスの内容

○ 基礎的事業

障がい者等に創作的活動又は生産活動の機会の提供、適切な指導、助言又は社会との交流の促進等を行います（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ型共通）

○ 機能強化事業

- 1) Ⅰ型事業…専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療や福祉及び地域の社会的基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等を行います。
- 2) Ⅱ型事業…地域において雇用や就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。
- 3) Ⅲ型事業…基礎的事業のみ行います。

② サービスの現況（平成26年12月サービス提供実績）

サービスの種類	事業所数（箇所）				実利用者数（人）			
	奥出雲町	雲南市飯南町	その他	計	奥出雲町	雲南市飯南町	その他	計
地域活動支援センター事業Ⅱ型	0	0	1	1	0	0	1	1

③ サービス量の見込

区分	実施事業所	単位	26年度末 （実績見込）	27年度末	28年度末	29年度末
Ⅰ型事業 （機能強化事業）	パレット （雲南市三刀屋）	箇所	1	1	1	1
Ⅱ型事業 （機能強化事業）	千鳥福祉会 （松江市）	箇所	1	1	1	1
Ⅲ型事業	NPO 法人ふれんど （雲南市木次）	箇所	0	1	1	1

④ 見込量の根拠

3事業所の利用を見込んでいます

⑤ サービス見込量の確保のための方策

- 今後もⅠ型を「雲南広域福祉会」に、Ⅱ型を「千鳥福祉会」に、Ⅲ型を「NPO法人ふれんど」に委託し、実施します。また、利用希望があれば他の事業所に委託することも検討します。

(6) 日中一時支援事業

現在、本町内では、「NPO法人ふきのとう」、雲南市の「ひまわり福祉会ほっとらいふ雲南」、「あおぞら福祉会野の花」、松江市の「松江療育園」へ事業を委託しています。

① サービスの内容

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。

② サービスの現況（平成26年12月サービス提供実績）

サービスの種類	事業所数（箇所）				実利用者数（人）			
	奥出雲町	雲南市飯南町	その他	計	奥出雲町	雲南市飯南町	その他	計
日中一時支援事業	1	1	1	3	1	3	1	5

③ サービス量の見込

区 分	単位	26年度末 （実績見込）	27年度末	28年度末	29年度末
事業実施見込箇所	箇所	4	5	5	5
利用見込者数 （実人数）	人	11	13	15	17

④ 見込量の根拠

障がい児の夏休み等の日中活動に対するニーズがあること、サービス提供事業所が増える見通しであることから利用者数の増加を見込んでいます。

⑤ サービス見込量の確保のための方策

日中一時支援事業が必要な障がいのある人や児童の把握に努めるとともに、サービス提供事業者に働きかけ、必要なサービス量の確保と予算の確保に努めます。

今後も引き続き、町内外の事業所と連携を図りながら、サービスの提供に努めます。

(7) 知的障がい者職親委託制度事業

① サービスの内容

知的障がい者の自立更生を図るため、知的障がい者を一定期間、職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な能力や経験を得るとともに雇用の促進と職場における定着を高めます。

② サービス量の見込

区 分	単位	26年度末 (実績見込)	27年度末	28年度末	29年度末
職親者数	人	(※) 3	3	4	5
利用見込者数 (実人数)	人	4	4	5	6

※町内の職親1箇所、利用者は2人。町外の職親2箇所、利用者は2人。

③ 見込量の根拠

職親制度を周知し、就労意欲を喚起することにより、利用者の増加を見込みます。

④ サービス見込量の確保のための方策

職親となる人を増やすために、直接職親となっていたただける方に働きかけます。また、障がい者等への情報提供にも努めます。

(8) 生活支援事業

① サービスの内容

生活の質的向上を図るため、日常生活上必要な訓練や生活指導等及び当事者団体の活動支援などを行います。

「サークル雲南」「未来の羽」「雲南ひまわりクラブ」に事業委託を行い、実施しています。

② サービス量の見込

区 分	単位	26 年度末 (実績見込)	27 年度末	28 年度末	29 年度末
事業実施見込箇所	箇所	3	3	3	3
月間実施見込件数	件	5	4	4	4

③ 見込量の根拠

料理教室（身体障がい）は芸術文化講座開催等に組み入れて実施するため、件数が減る見込みです。

※具体的な内容

- ・料理教室（知的障がい） 3回／年
- ・パソコン教室 3 2回／年
(身体障がい 年 2 0 回、精神障がい 年 1 2 回)
- ・芸術文化講座開催等 9回／年
- ・当事者団体活動支援 5 団体

④ サービス見込量の確保のための方策

1 市 2 町で各団体等と連携しながら、ニーズに応じて事業内容を検討します。

(9) 社会参加促進事業

ア) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

① 事業の内容

障がいの者の体力向上や交流の促進を図り、障がいの者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障がいの者スポーツ大会を開催します。

② 事業量の見込

区 分	単位	26 年度末 (実績見込)	27 年度末	28 年度末	29 年度末
事業実施見込箇所	箇所	3	3	3	3
月間実施見込件数	件	1	1	1	1

③ 見込量の根拠

事業の実施希望が引き続きあると見込んでいます。

※具体的な内容

- ・スポーツ大会 1 回／年、雲南家族会連合会
- ・グラウンドゴルフ大会 1 回／年、雲南障害者スポーツ協会

- ・スポーツ大会 1回／年、雲南障害者スポーツ協会
- ・グラウンドゴルフ教室 9回／年、知的障害者グラウンドゴルフ愛好会
- ・ニュースポーツ大会 1回／年、雲南障害者スポーツ協会
- ・スポーツ教室 3回／年、未来の羽

④ 事業見込量の確保のための方策

雲南3市町からそれぞれの事業所に委託し、広域的に実施します。

引き続き、社会福祉協議会が実施している障がい者へのユニバーサルスポーツや教育委員会が実施する研修等についても障がい者が参加できるよう周知を図ります。

イ) 手話奉仕員養成研修事業

① 事業の内容

手話奉仕員、要約筆記奉仕員等の養成研修を行います。

② 事業量の見込

区 分	単位	26年度末 (実績見込)	27年度末	28年度末	29年度末
養成講習終了見込 者数(登録者数)	人	9	10	11	12

③ 見込量の根拠

養成講習終了見込者数は増加しており、ニーズに対応するため更なる増加を見込んでいます。

④ 事業見込量の確保のための方策

人材確保のための、講習会を充実させ、雲南圏域1市2町で広域的に実施します。

ウ) 障害者自動車運転免許取得費助成事業

① 事業の内容

障がい者の就労等社会活動への参加を促進することを目的として、障がい者に対して自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。

対象者は一定の障がい等級を持つ身体障がい者と知的障がい者を対象としています。

② 事業量の見込

区 分	単位	26 年度末 (実績見込)	27 年度末	28 年度末	29 年度末
年間実施見込件数	件	0	1	1	1

③ 見込量の根拠

必要とされる者が利用できるよう予算を確保します。

④ 事業見込量の確保のための方策

制度の周知を図り、利用の促進を図ります。

エ) 身体障害者用自動車改造費助成事業

① 事業の内容

身体障がい者の社会復帰の促進を図り、自立した生活を送れるよう、自らが所有し運転する自動車を改造する際に、改造に要する経費の一部を助成します。

② 事業量の見込

区 分	単位	26 年度末 (実績見込)	27 年度末	28 年度末	29 年度末
年間実施見込件数	件	1	1	1	1

③ 見込量の確保

利用ニーズを把握し、必要な者へ助成ができるよう予算を確保します。

④ サービス見込量の確保のための方策

制度の周知により、必要な人が利用できるようにします。

第6章 その他の事業の実施内容

1. 補装具費支給事業

身体障がい者（児）の失われた身体機能を補うための補装具を、購入、修理する際の費用を支給する事業です。

必要な費用と支給上限額を比較して低い方の額の9割を支給します。1割の自己負担額を基本に、所得に応じた自己負担があり、それ以外の経費を支給します。

給付一覧

（平成27年1月末現在）

補装具名	交 付	修 理
体幹装具	1	0
足底装具	3	0
短下肢装具	4	0
車椅子	4	3
歩行器	1	0
眼鏡	1	0
補聴器	5	6
座位保持装置	0	1
計	19	10

2. 障害者自立支援医療

障がい者等につき、その心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した生活を送るために必要な医療費の一部を助成する事業です。

市町村が行う事業としては、自立支援医療のうち「更生医療」と「育成医療」です。（「精神通院医療」は県が実施します。）

（平成27年1月末現在）

区 分	内 容
更生医療	18歳以上の身体障がい者の障がいを軽減して日常生活能力、職業能力を回復、改善することを目的として行われる医療をいいます。
支給決定者数	じん臓機能障がい(37名)、心臓機能障がい(2名)、肢体不自由(1名)
育成医療	18歳未満の身体障がい者の障がいを軽減して日常生活能力、職業能力を回復、改善することを目的として行われる医療をいいます。
支給決定者数	音声・言語・そしゃく機能障がい(5名) 聴覚・平衡機能障がい(1名)、その他内部障がい(1名)
精神通院医療	精神疾患により、通院による精神医療を継続的に必要とする者に対して、医療費の一部を助成します。
支給決定者数	228名

※ いずれも、原則医療費の1割が自己負担額ですが、所得に応じた負担上限額が定められています。

3. 交通費や医療費の助成 (町単独事業)

平成27年1月末時点での助成内容と実績は下記のとおりです。

(1) 人工透析患者通院・医療費助成制度

対象者	じん臓機能障がいにより身体障害者手帳を所持し、通院により人工透析を受けている者
内 容	ア) 医療費助成 医療機関に支払った額の4分の3の額 [通院費の計算：<u>基準額</u>×2（往復）×通院日数÷2] <u>（基準額）</u> 自家用車の場合・・・自宅又は自宅最寄駅から医療機関までの近い方の距離に基本額を乗じた金額。 J R の場合・・・自宅最寄駅から医療機関最寄駅までの J R 運賃 イ) 通院費助成 町外の指定医療機関に通院している方の交通方法に応じて2分の1の額
実 績	支給決定者数・・・30名

(2) 精神障がい者通院・医療費助成制度

対象者	障害者総合支援法第58条に規定する自立支援医療（精神通院医療）を受けている者
内 容	ア) 医療費助成 医療機関に支払った額の4分の3の額 [通院費の計算：<u>基準額</u>×2（往復）×通院日数÷2] <u>（基準額）</u> 自家用車の場合・・・自宅又は自宅最寄駅から医療機関までの近い方の距離に基本額を乗じた金額。 J R の場合・・・自宅最寄駅から医療機関最寄駅までの J R 運賃 イ) 通院費助成 町外の指定医療機関に通院している方の交通方法に応じて2分の1の額
実 績	支給決定者数・・・133名

(3) 障害福祉サービス事業所への通所費用助成事業

対象者	奥出雲町に住所を有する方で、バス、鉄道、自家用車を利用し、事業所へ継続的に通所している者（月5日以上に通所に限る）
内 容	バス 運賃、定期券、回数券の購入費 鉄道 運賃、定期券、回数券の購入費 （自宅最寄駅から事業所最寄駅までの区間） 自家用車 自宅から事業所までの距離に応じて算出した基本額 （通所日数分）
助成額	本人及び配偶者が市町村民税課税の場合・・・対象経費の10分の9の額 本人及び配偶者が市町村民税非課税の場合・・・対象経費の全額
実 績	支給決定者数・・・9名

(4) 外出支援サービス事業

対象者	身体障害者手帳の1級または2級を所持している者又は、要介護度4または5の認定を受けている者で一般の交通機関の利用が困難な者又は、身体障害者手帳所持者で1級または2級の重度の視覚障がいのある者
内 容 (1)	1年60,000円（年度途中から利用する方は当該申請月から年度末までの月数に5,000円を乗じた額）のタクシー利用料を給付する。 （医療機関への通院、施設への通所や入所、公的機関での手続き等に関する外出の際に利用可能）
事業所	町内 簸上タクシー 奥出雲運送（視覚障がいの方のみ対応） 町外 谷本ハイヤー（出雲市）、日本交通（松江市）
内 容 (2)	福祉車両による外出を支援する。（無料） （医療機関への通院、施設への通所や入所、公的機関での手続き等に関する外出の際に利用可能）
事業所	町立奥出雲病院
実 績	支給決定者数・・・58名（内訳：重度48名、視覚10名）

4. 障がい者等配食サービス事業 (町単独事業)

(平成27年1月末現在)

対象者	1. 町内に住所を有する 18 歳以上 65 歳未満の調理が困難な障がい者であって、同一世帯に調理ができる者がいない者 2. 同一世帯で当該障がい者が養育する 18 歳未満の児童
内 容	平日の昼食・夕食のみ（土・日・祝日・12月28日～1月4日は休止） 弁当を配達
利用料	（1食あたり）：住民税 課税世帯・・・500 円 〃 非課税世帯・・・400 円
実 績	支給決定者数・・・5名

5. 精神障がい者職親委託制度事業 (町単独事業)

精神障がい者の自立更生を図るため、精神障がい者を一定期間、職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な能力や経験を得るとともに雇用の促進と職場における定着を高めます。

【実績】 平成25年度 1名の利用がありました。平成27年1月末現在利用はありません。

第7章 障がい関係団体活動の推進

1. 当事者組織

現 状	活動の推進のための方策
町内では「身体障害者福祉協会」がありますが、会員の高齢化と、新規加入者の減少が課題です。町外では「未来の羽」「雲南ひまわりクラブ」「サークル雲南」「つばさの会」がそれぞれ会員同士の交流を図る活動等を行っています。	身体障害者福祉協会につきましては、事務局である社会福祉協議会とも協議しながら、新たな会員の確保を図り、継続的な活動を行っていくための広報・啓発等を行っています。 また、会員の減少に伴い、雲南障がい者スポーツ協会で企画、開催されるスポーツ大会等の開催方法や支援の仕方について他の関係機関との調整を図ります。

2. 家族会

現 状	活動の推進のための方策
町内には「精神障害者家族会」、「手をつなぐ育成会」、「にこにこ保護者の会」があり、それぞれの家族会単独で活動を行っており、一部は雲南圏域でも組織化を行い広範囲での活動も実施しています。 アンケート結果からも、地域の中で障がい者の理解が不十分であり、正しい情報が不足しています。	正しい情報や家族会などの活動を幅広く知ってもらうため広報や啓発を行います。併せて、家族（介護者）の孤立を防ぎ、地域や社会が積極的に支援できるよう、関係機関とともに働きかけます。また、家族会の活動強化のための研修等の開催など支援していきます。

3. ボランティア団体

現 状	活動の推進のための方策
町内の障がい者を支援するボランティア団体として、音訳ボランティアの「ひびき奥出雲」や「声のおたより奥出雲」公民館活動の「手話サークル」などがあり、雲南圏域（1市2町）では「手話サークルふたば」が雲南圏域聴覚障害者団体「雲南市聴覚者協会」とともに活動しています。	地域福祉を進める上で、住民同士の助け合いは必要不可欠であり、本年度策定予定の地域福祉計画との整合性を図り、社会福祉協議会と連携しながら、地域福祉に関する活動への住民参加の促進を図ります。

第8章 施策の推進における重点課題と実施のための方策

1. 重点課題

- (1) 地域自立支援協議会の運営
- (2) 啓発・広報による情報提供の充実
- (3) 相談支援体制の充実
- (4) 退院可能な精神障がい者の地域生活への移行支援
- (5) 障がい者への就労支援
- (6) 障がい児支援
- (7) 権利擁護の推進と虐待防止
- (8) 防災体制の充実
- (9) 地域における差別の解消
- (10) 広域的事業の実施

2. 重点課題実施のための方策

(1) 地域自立支援協議会の運営

現 状	方 策
平成24年11月1市2町合同で設立した「雲南圏域障害者地域自立支援協議会」の定例会、専門部会などに参加し、障がい福祉の課題について協議、ケース検討などを行い、行政、サービス提供事業所、関係機関との連携強化を図っています。 町内においては、雲南圏域障害者地域自立支援協議会の下部組織としての地域部会を2ヶ月に1回を開催し、地域課題の検討を行っていますが、構成員として、家族会、当事者会への参加の呼びかけができませんでした。	○ 地域部会のあり方として、構成員に家族会、当事者会、教育、労働関係者などを追加しより幅広く構成し、定期的に情報共有を行い、地域課題を協議していきます。また、サービス等利用計画などの評価並びにケース検討の場としても活用していきます。 ○ 第4期障がい福祉計画の進行管理や、「PDCAサイクル」により障がい者施策や各年度における障害福祉サービスの見込み量、評価、達成状況の点検や効果的な計画の推進方法について本協議会で協議を行い、計画の円滑な推進を図ります。 ○ 引き続き、雲南圏域障害者地域自立支援協議会の場で関係機関との連携強化に努めます。

(2) 啓発・広報による情報提供の充実

現 状	方 策
アンケートの中で、障がいや福祉サービスなどに関する情報は、本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュースから得ると回答されており、町が発する障害福祉サービスに関する情報の広報や啓発が不足しています。 現在、障害者手帳取得時には窓口で「障がい福祉のしおり」を配布し、該当の制度、サービスについて説明をしています。	○ 障がいのある人が地域で生活していく上で、必要な情報を得ることができるよう「障がい福祉のしおり」の内容を充実させると共に、町広報、ホームページ、文字放送などを活用し、障がい福祉に関する情報提供を行います。 ○ 聴覚障がいのある人への情報提供として、手話通訳者、要約筆記者の養成、派遣に努め、適切に情報提供ができるよう体制づくりを支援します。 ○ 視覚障がいのある人への情報提供として、社会福祉協議会と連携を図り、ボランティア団体等の「声のおたより」などを活用し、適切な情報提供を推進します。

(3) 相談支援体制の充実

現 状	方 策
現在、福祉事務所に基幹相談支援センター、民間では「サポートセンターけやき」と「ふきのとう」の2つの相談支援事業所が開設されており、身近な窓口として、相談に対応しています。 また、アンケートの意見の中でも、「気軽に何でも相談できるような窓口や人員体制を整えてほしい」という意見が多く、きめ細かな総合的、専門的な相談支援体制の提供が求められています。	○ 障がいのある人が地域生活を営む上で、障がいの種類や程度にかかわらず、サービスの利用について、適切な助言を受けられ、いつでも気軽に相談ができるよう相談支援事業所の相談員の資質の向上を図ります。 ○ 特に、発達障がい、高次脳機能障がい、難病の方に対して、相談支援事業の推進を図り、各相談支援事業所、発達障がい者支援センター、「そよかぜ館」等と連携をとりながら、必要な障害福祉サービスが受けられるよう支援していきます。 ○ 身体障害者相談員及び知的障害者相談員の活動を支援し、障がいのある人やその家族が身近に相談できる体制の充実に努めます。

(4) 退院可能な精神障がい者の地域生活への移行支援

現 状	方 策
各関係機関との連携が不十分なため地域移行を希望する方の把握が難しく、サービス希望者へ支援が繋がっていないのが現状です。	病院、保健所など各関係機関との情報共有、連携を図り、退院が可能な精神障がい者の地域生活への移行を促進するために、町内外の指定相談支援事業所へ「地域移行支援」及び「地域定着支援」などサービスの着実な実施を働きかけます。

(5) 障がい者への就労支援

現 状	方 策
アンケート結果より、「町内に働く場がない」「障がいに応じた働く場を提供してほしい」「町外で働く場を探したい」「自分の生活スタイルに合った仕事の仕方を見つけない」という意見があります。しかし、現状では各事業所、企業への働きかけが不十分であり、就労を希望する人が就労に結びついていない現状があります。障がいのある方が働くために、障がい者に対する事業主や職場の仲間の理解が必要です。	○ 引き続き福祉的就労の場の充実に努め、「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）事業所の確保を図るとともに、一般就労への移行支援に努めます。 ○ 障がい者就業・生活支援センター「アーチ」やハローワークなど関係機関等との連携のもと、町内企業への就労機会の拡大を働きかけ、企業側に工夫や配慮を求め、各企業に対する啓発や障がい者雇用の促進を図っていきます。 ○ 平成25年4月1日施行の障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設等で働く障がいのある人の工賃水準を引き上げるため、優先的に物品の購入及び役務の提供の促進に努めます。

(6) 障がい児支援

現 状	方 策
特別支援学級児童生徒数は増加傾向にあり、また幼稚園等でも障がい児を受け入れ、障がいの有無を問わず、全ての子どもがともに学ぶための支援体制が整ってきています。今後はさらに、一人ひとりの特性に応じた教育・療育を求める声があり、十分な教育を可能な限り障がいのない児童生徒と共に学び合う体制づくりが課題です。 平成27年4月には、雲南市に出雲養護学校雲南分教室が設置され、親元から通学しながら専門的教育を受ける体制が整いましたが、通学支援を要望する声があがっています。 就学している児童生徒とその保護者の交流の場としては、「にこにこ保護者の会」がありますが、就学前の子どもやその保護者同士の交流の場などはほとんどなく、交流できる場が求められています。	○ 出雲養護学校雲南分教室の設置に伴い、教育機関等と連携をとりながら、家族の要望に応じて通学支援体制の確保に努めます。 ○ 障がい児保育や特別支援学級の設置などのニーズが増加しているため、児童生徒及びその保護者の相談、一人ひとりの特性に応じた切れ目のない支援に対応していけるよう「リレーファイル」などを活用しながら、保育や教育、保健、就労などに関する関係各課、関係機関との連携を図ります。 ○ 特別支援連携協議会などの関係機関と連携を図りながら、障がい児が安心して暮らせる環境づくりを進めます。 ○ 就学前の障がい児やその保護者が気軽に子育てや障がいについて話したり、交流できる場の確保に努めます。

(7) 権利擁護の推進と虐待防止

現 状	方 策
権利擁護については、アンケート結果からも、成年後見制度や社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の認知度は十分ではなく、一層の普及啓発や利用を必要としている人への適切な利用の促進が求められています。 また、虐待防止の取り組みとして、平成24年10月障害者虐待防止センターを福祉事務所に設置しましたので、相談に応じ、虐待の早期発見、対応に努めています。	○ 障がいのある人が社会の構成員としてひとりひとりの人格と個性が尊重され、あたりまえに暮らすことができるよう、障がい者団体や関係機関と連携し、障がいや障がいのある人に関する理解を深めるための啓発や研修の充実を図ります。 ○ 障がいのある人の自己決定を尊重する観点から、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知を図り、社会福祉協議会、各相談支援事業所と連携しながら制度の利用を推進します。 ○ 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、虐待の防止、早期発見等へ対応します。特に虐待を発見した時の通報義務等について広報啓発を図ります。

(8) 防災体制の充実

現 状	方 策
アンケートの意見より、災害時の避難について「近所に助けてくれる人がいるのか」の問いに対して、4割の者が「いない」と回答しています。 現在、避難行動要支援者台帳への登録により、情報把握を行っています。今後は災害時における初動体制の構築を図るなど、支援体制づくりが急務です。	○ 障がいのある人に配慮した防災意識の普及啓発、指導に努め、引き続き、防災担当課、関係機関との連携を密に、支援体制の構築、地域における災害時の支えあい、助け合いの体制作りのために、調整を図ります。 ○ 災害関連についての学習会の開催を、当事者会、ボランティア団体と連携をとりながら進めていきます。 ○ 引き続き、在宅障がい者のための非常用電源確保対策事業について、避難先である福祉避難所や自宅の非常用電源の確保を目的に関係機関と連携し推進していきます。

(9) 地域における差別の解消

現 状	方 策
アンケート結果より、障がいのある人への「差別や偏見があると感じているか、又は感じたことはないか」という問いに対して、7割の者がいると回答しています。	○ 平成28年4月の障害者差別解消法の円滑な施行に向け、法の趣旨・目的等に関する正しい知識の普及や啓発を図り、社会的な障壁や理解不足を解消していく取り組みを進め、障がいを理由とする差別の解消を推進していきます。 ○ 障がいのある人が暮らしやすい地域社会を実現するために、様々な障がいを正しく理解し、ちょっとした配慮や手助けができる「あいサポート運動」を推進します。

(10) 広域的事業の実施

現 状	広域的に進める事業
町内には地域資源が限られており、サービスや事業について、雲南圏域の事業所へ事業委託を行い実施しております。	○自立支援給付サービス（日中支援、居住サービスの実施） ○専門的な相談支援事業（困難事例へのサービス利用計画の作成） ○コミュニケーション支援事業（手話奉仕員の養成や派遣等） ○移動支援事業（移動時の個別支援や送迎等） ○地域活動支援センター事業（いつでも通所利用できるサービスの実施） ○日中一時支援事業（日中支援が困難になった場合の受け皿） ○生活支援事業（当事者活動や在宅等での生活の訓練） ○社会参加促進事業（スポーツ・レクリエーション教室や大会等の実施） ○障がい児の就学支援や障がい者の就労支援 ○発達障がい、高次脳機能障がいのある者の支援 以上の事業の進め方や連携のあり方について、1市2町で設置している地域自立支援協議会で話し合い、広域的事業の推進をめざします。

第9章 計画の推進のための方策

1. 障がい福祉制度の周知

障がいのある人もない人も、共に住み慣れた地域で自分らしくいきいきと過ごすことができる町づくりの実現に向け、障害者総合支援法の障害福祉サービスや障がい関係制度の周知が必要不可欠です。

サービスの対象者や関係機関へ「障がい福祉のしおり」や「障がい福祉計画」を配布し、障がい福祉施策の推進について周知するよう努めます。

福祉事務所窓口においても、各種制度やサービス申請時、障害者手帳交付時等に適切な情報提供を行っていきます。

2. 計画の進行管理及び達成状況の点検・評価

国の基本指針では「PDCAサイクル」を活用し、障がい福祉計画に定める事項について、定期的な現状把握、分析評価を行い、必要があると認めるときは計画を変更することその他の必要な措置を講ずることとしています。

地域自立支援協議会地域部会を活用し、毎年度計画の進捗状況などの実績を把握し分析評価を行い、必要な場合には適切な見直しを行います。

資料集

◆資料１・・・P 1

「第４期奥出雲町障がい福祉計画」策定のためのアンケート（調査票）

◆資料２・・・P 2 8

「第４期奥出雲町障がい福祉計画策定のためのアンケート」結果集計表

◆資料３・・・P 7 1

障害福祉サービス提供事業所一覧

◆資料４・・・P 7 5

障がい福祉計画策定委員会設置要綱

◆資料５・・・P 7 7

障がい福祉計画策定委員会委員名簿

おくいずもちょうしょう ふくし けいかく
「奥出雲町 障がい福祉計画」

さくてい
策定のためのアンケート

※このアンケートは、第4期奥出雲町 障がい福祉計画を策定するにあたり、本町
における 障がいのある方の生活状況や福祉サービスのご利用状況、利用
意向、ご意見等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的におこなうもの
です。



へいせい ねん がつ
平成26年8月

おくいずもちょうふくしじむしょ
奥出雲町福祉事務所

アンケートの記入・返送について

○このアンケートは、対象となる方に記入していただき、添付された返信用封筒(切手不要)にて平成26年8月29日までに最寄の郵便ポストに投函してください。

○このアンケートは、平成26年8月1日時点の状況に基づいて記入してください。

○このアンケートは、対象となる方ご自身で記入してください。(ご本人のご意見をお聞きしたいので、お時間をかけてもできるだけご自身で記入ください。)

○ご自身で記入できない方につきましては、ご家族の方、又は支援をしている方、信頼できる友人の方などが記入を手伝ってください。(ご家族の方や支援をしている方などが記入される場合は、ご本人の意見を聞いて記入してください。ご自身で意思表示が困難な場合は、ご家族の方や支援をしている方が本人の意向を汲み取って代わりに記入することができます。)

○ アンケートの記入方法についてご回答ください。(あてはまるもの1つに○をしてください)

- 1 本人がご自身で記入
- 2 本人の意思を「代筆」で記入
- 3 家族や介助者等が本人の意向を汲み取って代わりに記入

※ ご本人以外の方が回答を記入された場合は、記入された方とご本人との関係について、あてはまる方に○をしてください。

- 1 ご家族
- 2 その他 ()

問1 あなた(対象者ご本人)のことについてお答えください。あてはまるものに○をつけてください。ただし、年齢は数字でお答えください。

(平成26年8月1日現在) ※手帳の種類は同封の資料を参考にご記入ください。

ねんれい 年齢	さい 歳	
せいべつ 性別	おとこ 男 ・ おんな 女	
すまいのちいき お住まいの地域	にたちいき 仁多地域 ・ よこたちいき 横田地域 ・ その他	
すまいのばしょ お住まいの場所	じたく (アパート、町営住宅など含む) ・ グループホーム ・ びょういん しょうがいしゃふくししせつ かいごほけんしせつ けいふ けいふ 病院・障害者福祉施設・介護保険施設・その他の入所施設	
もちの手帳の種類	しんたいしょうがいしゃてちょう 身体障害者手帳	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6
および等級 (あてはまるものすべてに○をつけてください)	りょういくてちょう 療育手帳	A ・ B
	せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう 精神障害者保健福祉手帳	1 ・ 2 ・ 3
なんびょう とくていしっかん 難病(特定疾患)の認定の有無	にんてい う けて 認定を受けている にんてい う けて 認定を受けていない	しっかんめい 疾患名 ()
はつたつ しょうがい しんだん 発達障害の診断の有無	しんだん 診断されたことがある しんだん 診断されたことはない	
こうじ のう きのう しょうがい 高次脳機能障害の診断の有無	しんだん 診断されたことがある しんだん 診断されたことはない	
かいごほけん ようかいごにんてい 介護保険の要介護認定の有無	ようかいご にんてい う 要介護認定を受けている ・ 要介護認定を受けていない ・ わからない	
ようかいごにんてい ていど 要介護認定の程度	ようしえん 要支援 (1 ・ 2) ようかいご 要介護 (1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5)	
かいご ほけん さーびす 介護保険サービスの利用の有無	りよう 利用している りよう 利用していない	

げんざい う け て い り ょ う 現在 受けている 医療 け あ ケア	1. き かん せ っ かい 2. じんこうこきゅうき 3. きゅうにゅう 4. きゅういん 気管切開 人工呼吸器 吸入 吸引 5. い ち ょ う 6. びくうきょうかんえいよう 7. ちゅうしんじょうみやく 胃ろう・腸ろう 鼻腔経管栄養 中心静脈 えいよう 8. じんこうとうせき 9. か て ー て る り ゅ う ち 10. す と ま 栄養 人工透析 カテーテル留置 ストマ 11. そ の 他 ()
---	---

【あなたのことやご家族のことについての質問です】

問2 ふだん、どなたと一緒に暮らしていますか。あてはまるものに○をつけてください。

- | | | |
|---------------------------------|------------------|----------------|
| 1. ふ ぼ そ ふ ぼ きょうだい
父母・祖父母・兄弟 | 2. はいぐうしゃ
配偶者 | 3. こ ども
子ども |
| 4. そ の 他 () 5. い ない (ひとり暮らし) | | |

※グループホーム、福祉施設等を利用されている方は「5」としてください。

問3 日常生活で、次のことをどのようにしていますか。①から⑫のそれぞれにお答えください。(①から⑫それぞれに○を1つにつけてください)

こ う 項 目	ひとりで できる	いちぶしえん 一部支援が ひつよう 必要	ぜんぶしえん 全部支援が ひつよう 必要
① しょくじ (じぶん で たべられるか) 食事 (自分で食べられるか)	1	2	3
② ちょうり (じぶん つくる 調理 (自分で作ることができるか)	1	2	3
③ と い れ トイレ	1	2	3
④ にゅうよく 入浴	1	2	3
⑤ いふく ちゃくだつ 衣服の着脱	1	2	3
⑥ み 身だしなみ	1	2	3
⑦ いえ なか いどう 家の中の移動	1	2	3
⑧ がいしゅつ 外出	1	2	3
⑨ かぞくいがい ひと い し そつう 家族以外の人との意思疎通	1	2	3
⑩ かね かんり お金の管理	1	2	3
⑪ くすり かんり 薬の管理	1	2	3
⑫ かいもの 買い物	1	2	3

問4 問3で「一部支援が必要」又は「全部支援が必要」と回答された方に伺います。あなたを支援してくれる方は主に誰ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 父母・祖父母・兄弟

2. 配偶者（夫または妻）

3. 子ども

5. ホームヘルパーや施設の職員

6. その他の人（ボランティア等）

問5 問4で 1.2.3.と回答された方に伺います。あなたを支援してくれる家族で、特に中心となっている方の年齢、性別、健康状態をお答えください。

①年齢（平成〇年〇月〇日現在）

まん
満

さい
歳

②性別

1. 男性

2. 女性

③健康状態

1. よい

2. ふつう

3. よくない

【仕事や収入に関する質問です】

問6 主な収入はどれですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 給料など働いて得たお金

2. 年金や手当

3. 家族の援助

4. 親せきなどからの援助

5. 生活保護

6. その他（

） 7. なし

問7 あなたは現在、仕事をしていますか。あてはまるものひとつに○をつけてください。

1. 自営業
2. 家業（農業含む）の手伝い
3. 会社などの正規職員
4. 会社などの臨時、日雇い、パート、嘱託など
5. 内職
6. 授産施設、訓練作業所
7. その他（ ）
8. 仕事をしていない

問8 問7で、「1～7」と回答された方に伺います。あなたは、仕事をするうえで不安や不満を感じることはありますか。あてはまるものすべてに○をしてください。

1. 職場の設備（トイレなど）に不備がある
2. 通勤するのが大変である
3. 仕事内容の負担が大きい
4. 技能や能力が生かせない
5. 人間関係がうまくいかない
6. 職場や仕事に将来性がない
7. 収入が少ない
8. 健康保険・厚生年金などが無い
8. 就労時間や仕事内容の負担が大きい
9. 特になし
10. その他（ ）



問9 問7で、「8. 仕事をしていない」と回答された方に伺います。

現在、仕事をしていない理由は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | | |
|--|--|--|
| 1. 病気・障がい ^{びょうき しょうがい} が重い ^{おも} | 2. 学校 ^{がっこう} などに通 ^{かよ} っている | |
| 3. 高齢 ^{こうれい} で仕事 ^{しごと} ができない | 4. 受入 ^{うけい} れてくれる職場 ^{しょくば} がない | |
| 5. 賃金 ^{ちんぎん} などの労働 ^{ろうどう} 条 ^{じょう} 件 ^{けん} があわ ^あ ない | 6. 技能 ^{ぎのう} や資格 ^{しかく} を取 ^と 得 ^{とく} 中 ^{ちゅう} である | |
| 7. 通勤 ^{つうきん} 手 ^{しゅ} 段 ^{だん} がない | 8. 自分 ^{じぶん} にあ ^あ う仕事 ^{しごと} がない | 9. 家事 ^{かじ} ・育 ^{いく} 児 ^じ をして ^{して} いる |
| 10. 仕事 ^{しごと} をする必要 ^{ひつよう} がない | 11. 仕事 ^{しごと} をし ^し た ^た く ^く ない | |
| 12. その他 ^た () | | |



アンケートのご記入お疲れさまです！

問10 あなたは、障がいのある方が働くためには、どのようなことが必要だと思います。

あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 企業などが積極的に障がい者を雇うこと
2. 障がい者に配慮した職場の施設・設備が整っていること
3. 障がい者に合った労働条件（短時間労働など）が整っていること
4. 生活できる給料がもらえること
5. 障がい者に対する事業主や職場の仲間の理解があること
6. 仕事をするための訓練・研修の機会が充実していること
7. 自営業を希望する障がい者への支援が充実していること
8. 通勤（交通）手段が確保されていること
9. 働く場の紹介（あっせん）や相談が充実していること
10. 健康管理が充実していること
11. 公営住宅やアパート、グループホームなどの住居が整備されていること
12. その他（ ）
13. 特に必要なことはない

【外出についての質問です】

問11 あなたが、家から外出する際の主な移動手段は何ですか。あてはまるものすべてに○をしてください。

1. 徒歩 2. 自転車 3. バイク 4. 自家用車を自分で運転
5. 家族や近所の人に送ってもらう 6. バス 7. 汽車 8. タクシー
9. その他（ ）

問12 あなたはどのような目的で外出することが多いですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | | |
|----------------|---------------|---------------|
| 1. 通勤・通学・通所 | 2. 訓練やリハビリに行く | 3. 医療機関への受診 |
| 4. 買い物に行く | 5. 友人・知人に会う | 6. 趣味やスポーツをする |
| 7. グループ活動に参加する | 8. 散歩に行く | 9. その他 () |

問13 問12で「3. 医療機関への受診」と回答された方に伺います。

現在、通院回数はどれくらいですか。あてはまるものひとつに○をつけてください。

- | | | |
|-------------|-------------|---------------|
| 1. 1週間に2回以上 | 2. 1週間に1回程度 | |
| 3. 月に2回程度 | 4. 月に1回程度 | 5. 2～3か月に1回程度 |
| 6. 入院中 | 7. 通院していない | |

問14 問12で「3. 医療機関への受診」と回答された方に伺います。

通院先はおもにどの地域ですか。また、通院するための通院手段は何ですか。あてまるものすべてに○をつけてください。

通院先	1. 仁多地域 2. 横田地域 3. 町外で雲南地域 4. 町外で松江市、出雲市 5. その他 ()
通院手段	1. 徒歩または自転車に乗って行く 2. 自分で車を運転して行く 3. 家族の車に乗せてもらって行く 4. 公共交通機関（バス・JR）を利用する 5. タクシーを利用している 6. その他 ()

1. ^{かんじ}感じていない 2. ^{かんじ}感じている 3. わからない

1. 保育所、幼稚園に通っている
2. 通園施設に通っている
3. 盲、ろう、養護学校に通っている
4. 小、中学校の養護学級に通っている
5. 小、中学校の普通学級や高校、大学、専門学校に通っている
6. 会社、店などで働いている
7. 通所施設や作業所で働いている
8. 自分で事業や商売をしている（農業なども含む）
9. 家業を手伝っている（農業なども含む）
10. 自宅で内職をしている
11. 病気、障がいなどの治療（入院も含む）に専念している
12. 入所施設で過ごしている
13. デイサービスセンターなどの通所施設で過ごしている
14. 家事や子育てをしている
15. その他（ ）
16. 特に何もしていない

問17 あなたは、現在の生活で困っていることや不安に思っていることがありますか。あてはまるものすべてに○をしてください。

1. 身の回りの支援をしてくれる人がいない
2. 世話をしてくれている家族の健康状態が不安
3. 一緒に暮らしている家族との関係が良くない
4. 一緒に暮らす人がいない
5. 働くところがない
6. 趣味や生きがいが見つけれない
7. 生活に必要なお金が足りない
8. 生活をするうえで必要な情報が得られない
9. 公共交通機関などの移動手段がない、または少ない
10. お風呂やトイレなど家の設備が不便である
11. 自分の健康や体力に自信がない
12. 将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安
13. 隣人などとの関係がうまくいかない
14. 友達がいらない
15. 相談するところがない
16. その他 ()
17. 特に困っていることはない

【障がい福祉サービスについての質問です】

問18 あなたは、障がい福祉サービスを利用していますか。

1. 利用している
2. 利用していない

問19 問18で「1. 利用している」と回答された方に伺います。あなたは次のサービスを利用していますか。また、今後利用したいと考えますか。(①から⑨のそれぞれについて、「現在利用しているか」と「今後利用したいか」の両方を回答(番号に○)してください) ※サービス内容を同封の資料を参考にされご記入ください。

	現在利用 しているか		今後利用 したいか	
	利用 している	利用 していない	利用 したい	利用 しない
①居宅介護 (ホームヘルプ)	1	2	1	2
②重度訪問介護	1	2	1	2
③同行援護	1	2	1	2
④行動援護	1	2	1	2
⑤重度障害者等包括支援	1	2	1	2
⑥生活介護	1	2	1	2
⑦自立訓練 (機能訓練、生活訓練)	1	2	1	2
⑧就労移行支援	1	2	1	2
⑨就労継続支援 (A型、B型)	1	2	1	2

	げんざいりよう 現在利用 しているか		こんごりよう 今後利用 したいか	
	りよう 利用 している	りよう 利用 していない	りよう 利用 したい	りよう 利用 しない
⑩ りょうようかいご 療養介護	1	2	1	2
⑪ たんきにゅうしょ 短期入所 (ショートステイ)	1	2	1	2
⑫ きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助 (グループホーム)	1	2	1	2
⑬ しせつにゅうしょしえん 施設入所支援	1	2	1	2
⑭ そうだんしえん 相談支援	1	2	1	2
⑮ じどうはったつしえん 児童発達支援	1	2	1	2
⑯ ほうかごとうでいさーびす 放課後等デイサービス	1	2	1	2
⑰ ほいくしょとうほうもんしえん 保育所等訪問支援	1	2	1	2
⑱ いりょうがたじどうはったつしえん 医療型児童発達支援	1	2	1	2
⑲ ふくしがたじどうにゅうしょしえん 福祉型児童入所支援	1	2	1	2
⑳ いりょうがたじどうにゅうしょしえん 医療型児童入所支援	1	2	1	2

【その他の障がい福祉サービスについての質問です】

問20 次にあげるサービスの中で利用したことがある(利用中の)サービスはどれですか。

あてはまるものすべてに○をしてください。

※サービス内容は同封の資料を参考にしてください。

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| 1. ガイドヘルパー派遣 | 2. NHK放送受信料免除 |
| 3. 携帯電話基本使用料などの割引 | 4. 年金手当などの制度利用 |
| 5. 交通機関(バス・タクシー)の運賃割引 | 6. おもいやり駐車場 |
| 7. 有料道路通行料金の割引制度 | 8. 補装具の交付や修理 |
| 9. 日常生活用具の給付 | 10. 住宅改修費の給付 |
| 11. 自動車改造費の助成 | 12. 自動車運転免許取得費の助成 |
| 13. 福祉医療費の給付・助成 | 14. 外出支援サービス |
| 15. 人工透析患者通院費・医療費助成制度 | |
| 16. 精神障害者通院費・医療費助成制度 | |
| 17. その他() | |
| 18. 利用していない | |



アンケートかなり進みましたね。もうちょっとです！

【保育や教育についての質問です】

問22 障がいのある子どもの保育や教育について今後、どのようなことが必要だと思いますか。あてはまるものすべてに○をしてください。

1. 保育士や教師が障がいへの理解を深め、能力や障がいの状態にあった指導
2. 就学相談や進路相談など、相談体制の充実
3. 周囲の児童・生徒、またはその保護者の障がいに対する理解
4. 障がいのない児童・生徒とのふれあい
5. 学校などでの介助体制や障がいに配慮した施設の整備をすすめること
6. 放課後や長期休暇中に利用できる場所の整備
7. 障がいのことがわかる保育や授業の充実
8. 特にない
9. その他（ ）



まいにちあついあつい
毎日暑い暑い！

【相談相手についての質問です】

問23 あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。あてはまるもののすべてに○をつけてください。

1. 家族や親せき
2. 友人・知人
3. 近所の人
4. 職場の上司や同僚
5. 施設の指導員など
6. ホームヘルパーなどサービス事業所の人
7. 障害者団体や家族会
8. かかりつけの医師や看護師
9. 病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー
10. 民生委員・児童委員
11. 通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生
12. 相談支援事業所などの民間の相談窓口
13. 行政機関の相談窓口
14. その他（ ）

問24 あなたは、障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース
2. 行政機関の広報誌
3. インターネット
4. 家族や親せき、友人・知人

【障がい者の人権についての質問です】

問25 あなたはふだんの暮らしの中で、障がいのある人への差別や偏見があると感じますか。

1. あると感じている
2. 感じたことはないが、あると思う
3. 特に感じることはない

問26 問25で「1. あると感じている」または「2. 感じたことはないが、あると思う」と回答した方に伺います。差別や偏見をどのような機会や場所で感じますか。またはあると思いますか。あてはまるものすべてに○をしてください。

1. 教育の機会
2. 仕事をしている時
3. 家庭生活の中
4. 親せき関係の集まりの場
5. 地域の行事や集まりの場
6. 街角での人の視線
7. お店などでの対応・態度
8. 行政職員の対応・態度
9. 乗り物・(バス・電車)を利用したとき
10. その他

【成年後見制度についての質問です】

問27 成年後見制度について、どの程度知っていますか。あてはまるものに○をつけてください。

1. 利用しているので、制度の内容も知っている
2. 利用していないが、制度の内容は知っている
3. あまりよく知らない
4. 全く知らない

【災害や非常時についての質問です】

問28 あなたは、災害時に地区の避難場所を知っていますか。あてはまるものに○をつけてください。

1. 知っている 2. わからない 3. その他 ()

問29 災害などの非常時に、あなたは一人で避難できますか。あてはまるものに○をつけてください。

1. できる 2. できない 3. わからない
4. その他 ()

問30 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所であなたを助けてくれる人はいますか。あてはまるものに○をつけてください。

1. いる 2. いない 3. わからない 4. その他 ()

問31 火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 投薬や治療が受けられない
2. 補装具の使用が困難になる
3. 補装具や日常生活用具の入手ができなくなる
4. 救助を求めることができない
5. 安全なところまで、迅速に避難することができない
6. 被害状況、避難場所などの情報が入手できない
7. 周囲とコミュニケーションがとれない
8. 避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安
9. その他 ()
10. 特にない

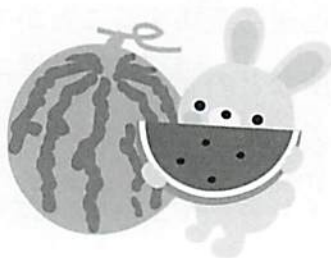
【今後の生活についての質問です】

問32 あなたは、今後どのように暮らしたいと思いますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 一人で暮らしたい
2. 家族と一緒に自宅で暮らしたい
3. 専門の職員がいて共同生活ができる施設（グループホーム）
4. 障がい者施設（入所）を利用したい
5. わからない
6. その他（ ）

問33 あなたにとって奥出雲町は暮らしやすい町だと思いますか。あてはまるものに○をつけてください。

1. とても暮らしやすい町だと思う
2. どちらかという暮らしやすい町だと思う
3. どちらかという暮らしにくい町だと思う
4. 暮らしにくい町だと思う
5. わからない
6. その他（ ）



アンケートもう一息です！

問34 あなたは、奥出雲町が障がいのある人にとって暮らしやすい町にするために、どのようなことが必要だと思いますか。特に必要だと思うもの3つに○をつけてください。

1. 広報誌などを通して障がいに対する地域の理解を深める活動を行う。
2. 地域の様々な行事を通じて、交流を深める。
3. 気軽に何でも相談できるような窓口や人員体制を整える。
4. 健康づくりや医療面での支援サービスを整える
5. 自宅で受けられる支援・サービスを整える。
6. 入所して支援が受けられる施設を充実させる
7. 通所して支援を受けられる事業所を充実させる
8. 障がいのある人の生活を支えるヘルパーや、ボランティアを育成する
9. 地域の方が力を合わせ、障がいのある人を支える体制づくりを進める
10. 教育や就労など、障がいのある人の自立に向けた取組を充実させる
11. 年金や手当などの経済的な支援を充実させる
12. 障がい者が暮らしやすい住宅・アパートの整備をする
13. 外出するための移動手段の確保や交通機関の整備をする
14. 障がい者（児）が利用できる支援・サービスの情報提供をする
15. その他（ ）
16. 特に力を入れるべきことはない



問35 あなたは、が生活する上で、どのような支援が必要ですか。現在の悩みや
将来への不安も含めて、ご自由にお書きください。



以上でアンケートは終わります。ご協力ありがとうございました。

おそれ入りますが、平成26年8月29日(金)までに返信用封筒にてご返送ください。

資料

《問 19 のサービス内容について》

○サービスの内容について確認ください。

	サービスの名称	サービスの内容
①	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行います。
②	重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事の介助を行ったり、外出時の移動の補助を行います。
③	同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な方に、外出時において移動に必要な情報提供、移動の援護などを行います。
④	行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより行動が困難で常に介助が必要な方に、行動するとき必要な援護、外出時において移動中に必要な援助を行います。
⑤	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方で、介護の必要の程度が著しく高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。
⑥	生活介護	常に介護を必要とする方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
⑦	自立訓練 (機能訓練、生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
⑧	就労移行支援	通常の事業所等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
⑨	就労継続支援 (A型、B型)	通常の事業所等への就労が困難な方に、働く場を提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
⑩	療養介護	医療が必要な方で、常に介護を必要とする方に、主に昼間に病院等において機能訓練、療養上の管理、看護などを提供します。

	サービスの名称	サービスの内容
	短期入所 (ショートステイ)	在宅の障がい者(児)を介護する方が病気の場合などに、障がい者(児)が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
⑫	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助を行います。
⑬	施設入所支援	主として夜間、施設に入所する障がい者(児)に対し、入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行います。
⑭	相談支援	福祉に関する問題や介護者からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言などを行います。
⑮	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
⑯	放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行います。
⑰	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
⑱	医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行います。
⑲	福祉型児童入所支援	障害児入所施設に入所する障がい児に対して、保護・日常生活の指導や知識技能の付与を行います。
⑳	医療型児童入所支援	障害児入所施設や指定医療機関に入所等をする障がい児に対して、保護・日常生活の指導や知識技能の付与や治療を行います。

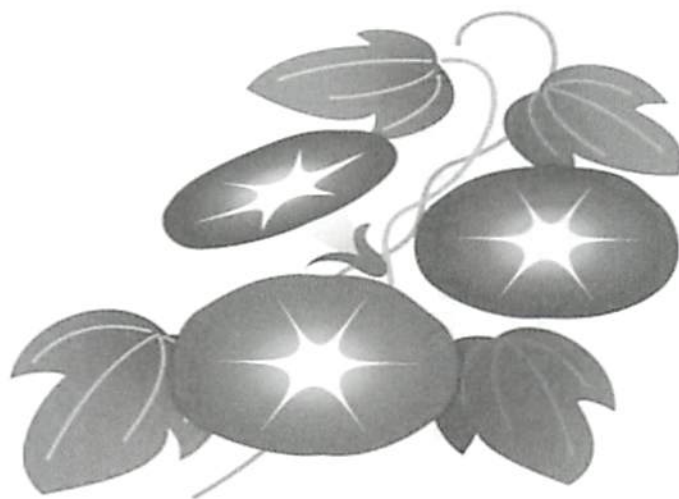
《問20・問21のサービス内容について》

○サービスの内容について確認ください。

	サービス名	サービス内容
1	ガイドヘルパー派遣	障がいをお持ちの方(主に視覚障がい者)が移動する場合(通院や観光など)に専門の資格を持ったヘルパーが付き添いをするサービスです。
2	NHK放送受信料免除	【全額免除】 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している世帯で、かつ世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合 【半額免除】以下に該当する世帯主が受信契約者の場合 ・身体障害者手帳1級または2級を所持 ・視覚障がい、聴覚障がいによる身体障害者手帳を所持 ・療育手帳A判定の手帳所持者 ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者
3	携帯電話使用料などの割引	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者が携帯電話を使用する際、使用料等の割引を受けることができます。詳しいことは各携帯電話会社へお問い合わせください。
4	年金や手当などの制度利用	【障害年金】 障害の初診日、障害の程度、被保険者期間の保険料納付状況等の受給要件に該当すれば受給できます。申請については加入中の年金の申請窓口へご相談ください。 【特別障害者手当】 20歳以上で著しく重度の障がいがあり、日常生活で常時特別の介護を必要とする方に手当を支給します。障がいの程度が受給基準に該当すれば支給されます。 【特別児童扶養手当】 重度の障がいがある20歳未満の児童を監護されている方に手当を支給します。障がいの程度が基準に該当すれば支給されます。
5	交通機関(バス・タクシー)の運賃割引	身体障害者手帳または療育手帳所持者を対象に利用料金(運賃)の割引を受けることができます。詳しいことは利用時に確認してください。

	サービス名	サービス内容
6	お も い や り 駐 車 場 (身体障が者等用 駐 車 場 利用証制 度)	身体障がい者等用駐車場の利用を必要とする方に県内共通の利用証を交付することで駐車スペースを確保する制度です。対象者には条件があります。対象者、申請手続きについては、福祉事務所へお問い合わせください。
7	有 料 道 路 交 通 料 金 の 割 引 制 度	自動車を身体障がい者自ら運転、または重度の身体障がい者および知的障がい者が乗車し、その移動のために介護者が運転する場合、通行料金の割引を受けることができます。対象者や申請については、福祉事務所へお問い合わせください。
8	補 装 具 の 交 付 や 修 理	身体障がい者および難病患者等に対し、身体の失われた機能や障がいのある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具の購入または修理にかかる費用の一部を支給します。対象障がいによって支給できる補装具が決まっています。
9	日 常 生 活 用 具 の 給 付	在宅の重度障がい者に対し、日常生活がより円滑に行われるための用具を給付します。対象障がい及び等級で給付できる用具が決まっています。
10	住 宅 改 修 費 の 給 付	在宅の重度障がい者が段差解消などの住宅改修を行う場合の費用の一部を給付します。対象障がい及び等級が決まっています。
11	自 動 車 改 造 費 の 助 成	身体障がい者自身が所有し、運転する自動車の操行装置等を改造した場合に、経費の一部を助成する事業です。1件あたり10万円を限度とし、1車両1回限りです。対象障がいが決まっています。
12	自 動 車 運 転 免 許 取 得 費 助 成	障がい者が運転免許を取得する場合に、経費の一部を助成します。免許取得に要した費用の3分の2の額を上限とする。ただし、ひとり当たり10万円を限度とする。対象障がい及び等級が決まっています。
13	福 祉 医 療 費 の 給 付、助 成	重度心身障がい者およびひとり親家庭に対し、医療費の自己負担部分（食事療養標準負担額を除く）を助成します。医療費の1割が自己負担となり、課税状況に応じて限度額が設けられます。

	サービス名	サービス内容
14	外出支援サービスの利用	身体状態により一般の交通機関の利用が困難な方の通院等の外出時に専用の福祉車両で送迎を行います。 在宅で、重度の身体障がいがある方または介護保険法の要介護度4又は5の認定を受けている方で、寝たきり等のため一般の交通機関の利用が困難な方が対象です。
15	人工透析患者 通院費・医療費 助成制度	町内に住所を有し、人工透析を継続して行っている身体障がい者に対し、医療費および通院費の一部を助成します。
16	精神障害者通院 費・医療費助成 制度	町内に住所を有する自立支援医療(精神通院医療)受給者に対し、指定医療機関へ通院した際の医療費および通院費の一部を助成します。



奥出雲町福祉事務所

◆資料2

「第4期奥出雲町障がい福祉計画策定のためのアンケート」結果集計表

第4期奥出雲町障がい福祉計画

「奥出雲町障がい福祉計画策定のためのアンケート」結果集計表

奥出雲町

平成27年1月

調査概要

- 調査名 「奥出雲町障がい福祉計画策定のためのアンケート」
- 調査期間 平成26年8月8日～平成26年8月29日（基準日は平成26年8月1日現在）
- 調査方法 調査対象者に対する全数調査（郵送調査法）
- 調査対象者 母数 … 476人（身体障がい者 199人、知的障がい者 104人、精神障がい者 173人）

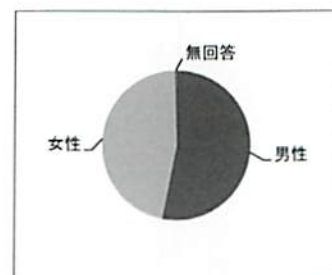
【内 訳】

- ・身体障がい者… 65歳未満の身体障害者手帳所持者 … 176人
 - 65歳以上の人工透析患者通院・医療費助成制度利用者 … 23人
- ・知的障がい者… 65歳未満の療育手帳所持者 … 104人
- ・精神障がい者… 65歳未満の精神障害者保健福祉手帳保持者 … 57人
 - 65歳未満の手帳は未所持で、精神通院医療費助成制度の対象者 … 116人

○回収者数 … 213人（回収率： 44.7%）

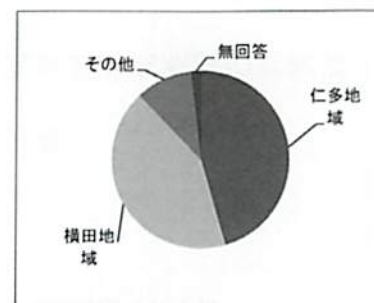
B-2 性別

選択項目	人数	構成比
男性	113	53.1%
女性	99	46.5%
無回答	1	0.5%
合計	213	100.0%



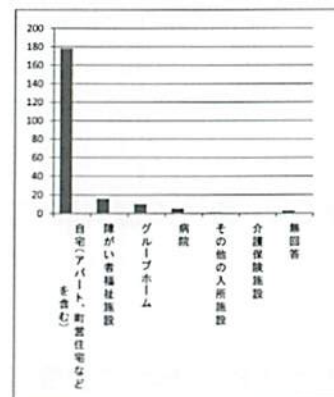
B-3 お住まいの地域

選択項目	人数	構成比
仁多地域	97	45.5%
横田地域	90	42.3%
その他	22	10.3%
無回答	4	1.9%
合計	213	100.0%



B-4 お住まいの場所

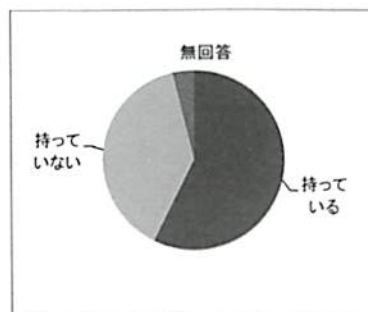
選択項目	人数	構成比
自宅(アパート、町営住宅などを含む)	178	83.6%
障がい者福祉施設	16	7.5%
グループホーム	10	4.7%
病院	5	2.3%
その他の入所施設	1	0.5%
介護保険施設	0	0.0%
無回答	3	1.4%
合計	213	100.0%



障がい者・児の生活拠点、自宅が83.6%。(前回は74.0%)

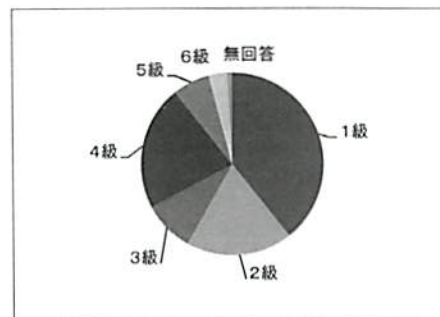
B-5 身体障害者手帳の所持

選択項目	人数	構成比
持っている	122	57%
持っていない	83	39%
無回答	8	4%
合計	213	100%



B-8 身体障害者手帳の等級

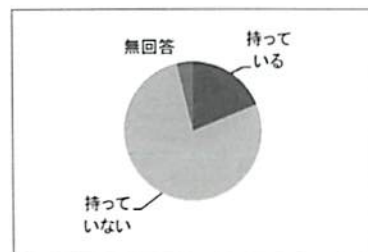
選択項目	人数	構成比
1級	48	39%
2級	23	19%
3級	11	9%
4級	27	22%
5級	8	7%
6級	4	3%
無回答	1	1%
合計	122	100%



回答者のうち、重度の身体障害者は58.2%と重度の方が約半数。
身体障害者手帳所持者のうち、86.9%が在宅で暮らしている。

B-6 療育手帳の所持

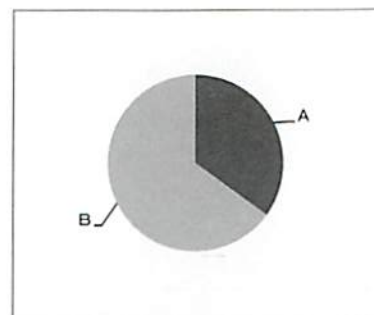
選択項目	人数	構成比
持っている	40	19%
持っていない	165	77%
無回答	8	4%
合計	213	100%



B-7 療育手帳の等級

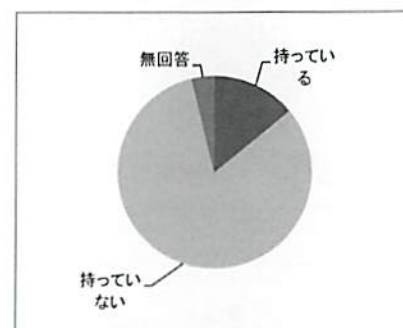
選択項目	人数	構成比
A	14	35%
B	26	65%
無回答	0	0%
合計	40	100%

療育手帳所持者は、65%が在宅、グループホームが10%、施設入所が25%と、在宅の方が多い。



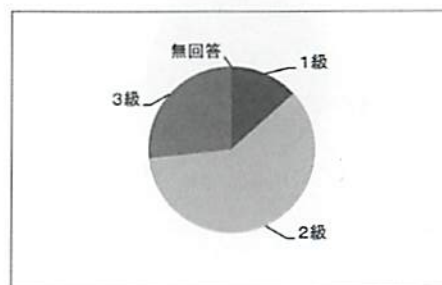
B-7 精神障害者保健福祉手帳の所持

選択項目	人数	構成比
持っている	30	14%
持っていない	175	82%
無回答	8	4%
合計	213	100%



B-9 精神障害者保健福祉手帳の等級

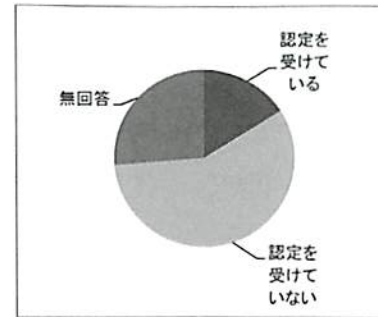
選択項目	人数	構成比
1級	4	13%
2級	18	60%
3級	8	27%
無回答	0	0%
合計	30	100%



精神障害者保健福祉手帳所持者は、80%が在宅、16.7%がグループホームで暮らしている。

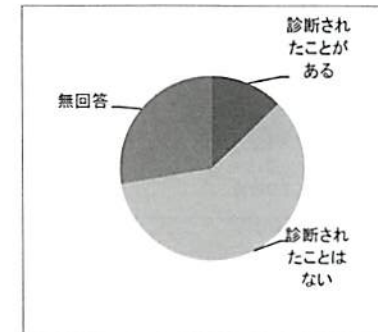
B-10 難病(特定疾患)の認定の有無

選択項目	人数	構成比
認定を受けている	34	16%
認定を受けていない	123	58%
無回答	56	26%
合計	213	100%



B-12 発達障害の診断の有無

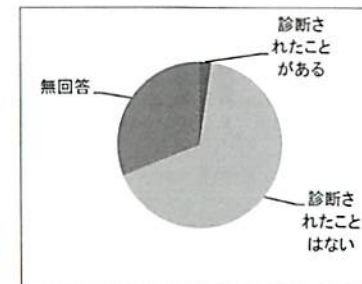
選択項目	人数	構成比
診断されたことがある	27	13%
診断されたことはない	127	60%
無回答	59	28%
合計	213	100%



発達障がいと診断された方の85.2%が在宅で暮らしている。

B-13 高次脳機能障害の診断の有無

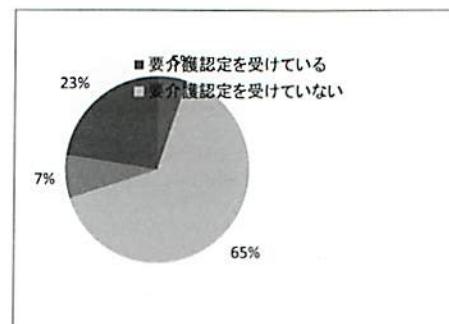
選択項目	人数	構成比
診断されたことがある	5	2%
診断されたことはない	142	67%
無回答	66	31%
合計	213	100%



高次脳機能障害の診断をされた方は、100%が在宅で暮らしている。

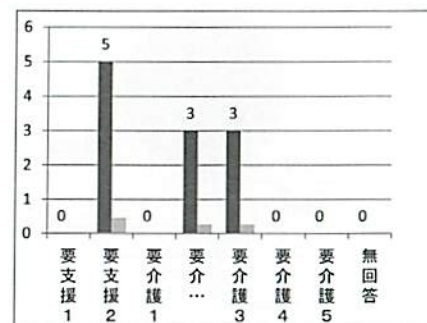
B-14 介護保険の要介護認定の有無

選択項目	人数	構成比
要介護認定を受けている	11	5.2%
要介護認定を受けていない	138	64.8%
わからない	16	7.5%
無回答	48	22.5%
合計	213	100.0%



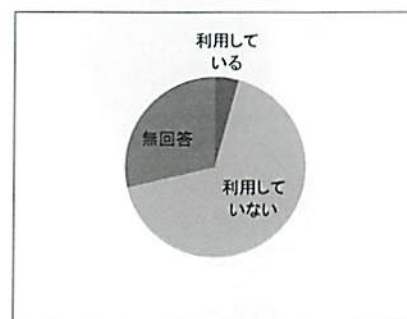
B-15 15で有の場合は、要介護認定の程度

選択項目	人数	構成比
要支援1	0	0.0%
要支援2	5	45.5%
要介護1	0	0.0%
要介護2	3	27.3%
要介護3	3	27.3%
要介護4	0	0.0%
要介護5	0	0.0%
無回答	0	0.0%
合計	11	100.0%



B-16 介護保険サービスの利用の有無

選択項目	人数	構成比
利用している	9	4.2%
利用していない	143	67.1%
無回答	61	28.6%
合計	213	100.0%



B-17 現在受けている医療ケア

選択項目	人数	構成比
人工透析	23	10.1%
その他	21	9.2%
吸入	6	2.6%
胃ろう・腸ろう	6	2.6%
吸引	5	2.2%
気管切開	4	1.8%
人工呼吸器	2	0.9%
鼻腔経管栄養	1	0.4%
ストマ	1	0.4%
中心静脈栄養	0	0.0%
カテーテル留置	0	0.0%
無回答	159	69.7%
合計	228	100.0%

その他 ・ショートケア ・在宅酸素 ・こうそ補充
・カフマシン ・人工関節 ・足底装具 ・リハビリ ・投薬

C ふだん、誰と一緒に暮らしているか

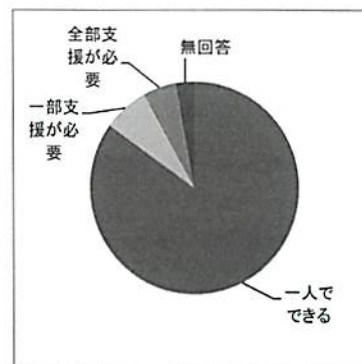
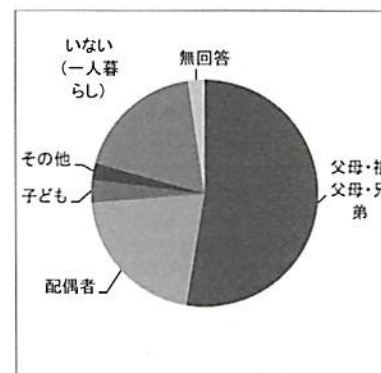
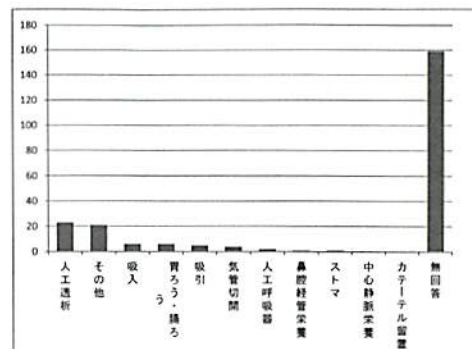
選択項目	人数	構成比
父母・祖父母・兄弟	112	52.6%
配偶者	45	21.1%
子ども	7	3.3%
その他	5	2.3%
いない(一人暮らし)	39	18.3%
無回答	5	2.3%
合計	213	100.0%

その他 ・学校寄宿舎 ・グループホームの人 ・病院
・配偶者の母

家族と同居している方が多く(家族と同居が77%)、一人で暮らしている方は18.3%いる。

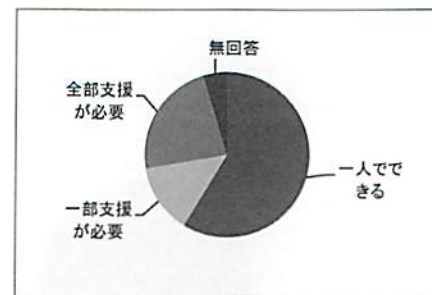
D-① 日常生活で食事(自分で食べられるか)をどのようにしていますか

選択項目	人数	構成比
一人で行える	181	85.0%
一部支援が必要	15	7.0%
全部支援が必要	11	5.2%
無回答	6	2.8%
合計	213	100.0%



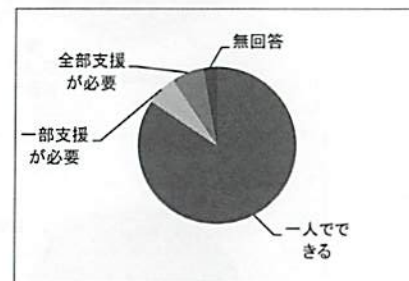
D-② 日常生活で調理(自分で作ることができるか)をどのようにしていますか

選択項目	人数	構成比
一人で行える	125	58.7%
一部支援が必要	29	13.6%
全部支援が必要	49	23.0%
無回答	10	4.7%
合計	213	100.0%



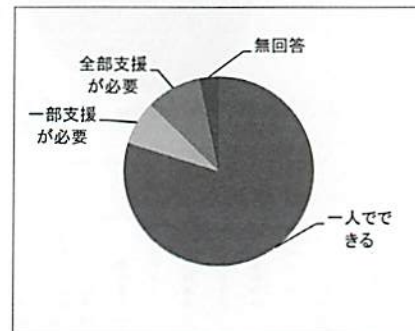
D-③ 日常生活でトイレをどのようにしていますか

選択項目	人数	構成比
一人で行える	180	84.5%
一部支援が必要	13	6.1%
全部支援が必要	14	6.6%
無回答	6	2.8%
合計	213	100.0%



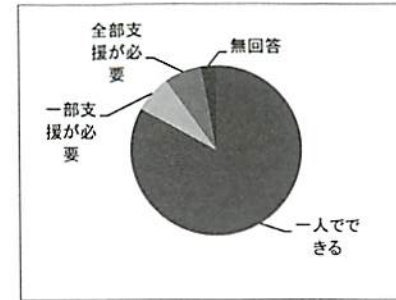
D-④ 日常生活で入浴をどのようにしていますか

選択項目	人数	構成比
一人で行える	170	79.8%
一部支援が必要	16	7.5%
全部支援が必要	20	9.4%
無回答	7	3.3%
合計	213	100.0%



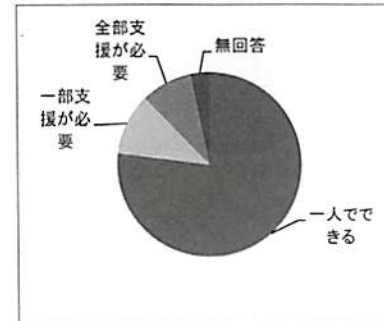
D-⑤ 日常生活で衣服の着脱をどのようにしていますか

選択項目	人数	構成比
一人で行える	177	83.1%
一部支援が必要	15	7.0%
全部支援が必要	15	7.0%
無回答	6	2.8%
合計	213	100.0%



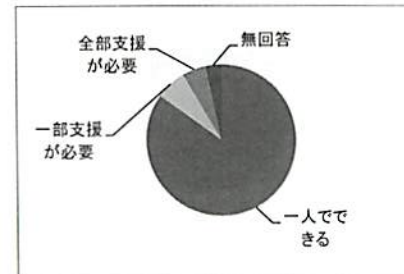
D-⑥ 日常生活で身だしなみをどのようにしていますか

選択項目	人数	構成比
一人で行える	164	77.0%
一部支援が必要	23	10.8%
全部支援が必要	19	8.9%
無回答	7	3.3%
合計	213	100.0%



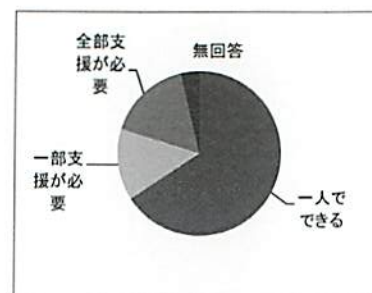
D-⑦ 日常生活で家の中の移動をどのようにしていますか

選択項目	人数	構成比
一人で行える	181	85.0%
一部支援が必要	14	6.6%
全部支援が必要	11	5.2%
無回答	7	3.3%
合計	213	100.0%



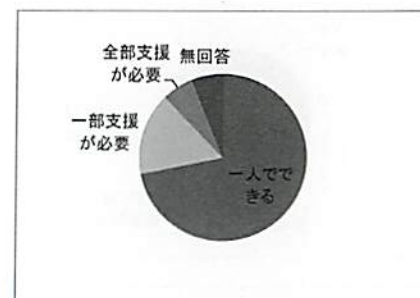
D-⑧ 日常生活で外出をどのようにしていますか

選択項目	人数	構成比
一人で行ける	140	65.7%
一部支援が必要	30	14.1%
全部支援が必要	35	16.4%
無回答	8	3.8%
合計	213	100.0%



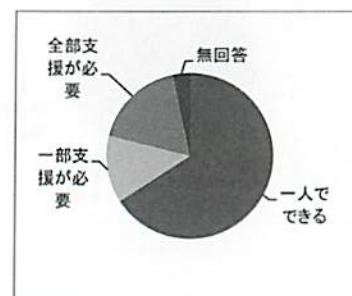
D-⑨ 日常生活で家族以外の人との意思疎通をどのようにしていますか

選択項目	人数	構成比
一人で行ける	153	71.8%
一部支援が必要	34	16.0%
全部支援が必要	13	6.1%
無回答	13	6.1%
合計	213	100.0%



D-⑩ 日常生活でお金の管理をどのようにしていますか

選択項目	人数	構成比
一人で行ける	140	65.7%
一部支援が必要	28	13.1%
全部支援が必要	38	17.8%
無回答	7	3.3%
合計	213	100.0%

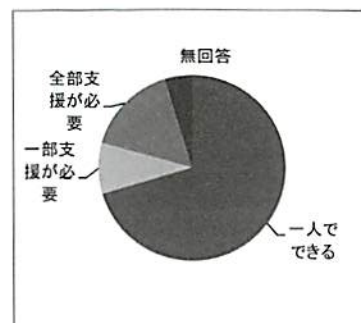


金銭管理については、自分自身で行うものが多い。

D-⑪ 日常生活で薬の管理をどのようにしていますか

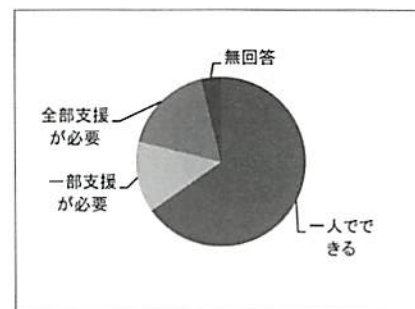
選択項目	人数	構成比
一人で行える	150	70.4%
一部支援が必要	19	8.9%
全部支援が必要	34	16.0%
無回答	10	4.7%
合計	213	100.0%

薬の管理については、自分自身で行うものが多い。



D-⑫ 日常生活で買い物をどのようにしていますか

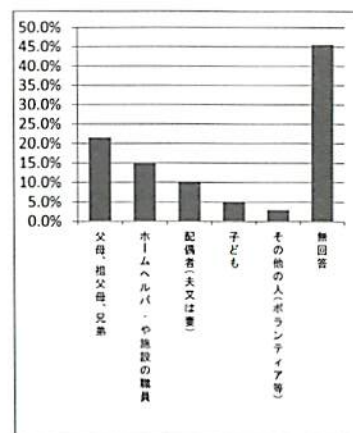
選択項目	人数	構成比
一人で行える	139	65.3%
一部支援が必要	29	13.6%
全部支援が必要	37	17.4%
無回答	8	3.8%
合計	213	100.0%



D-2 問3で「一部支援が必要」、「全部支援が必要」と回答された方に。あなたを支援してくれる方は誰？当てはまる人すべて

選択項目	人数	構成比
父母、祖父母、兄弟	51	21.5%
ホームヘルパーや施設の職員	35	14.8%
配偶者(夫又は妻)	24	10.1%
子ども	12	5.1%
その他の人(ボランティア等)	7	3.0%
無回答	108	45.6%
合計	237	100.0%

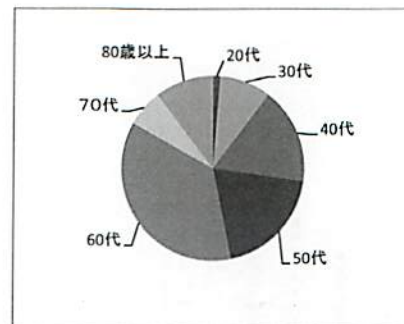
日常生活での支援者は、父母、祖父母、兄弟の割合が一番高く、次いで、ホームヘルパーや施設職員等であった。



① 支援をしてくれる家族の年齢

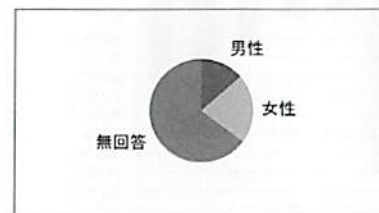
20代	1
30代	7
40代	13
50代	15
60代	28
70代	5
80歳以上	8
合計	77

支援をしてくれる家族の年齢については、60代以上が約半分以上を占め、支援者は高齢者が多い。



D-4 問4で父母、祖父母、兄弟、配偶者、子どもと回答された方に。特に中心となっている方の性別をお答えください

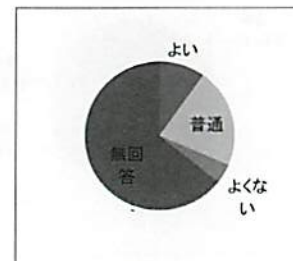
選択項目	人数	構成比
男性	29	14%
女性	46	22%
無回答	138	65%
合計	213	100%



D-5 問4で父母、祖父母、兄弟、配偶者、子どもと回答された方に。特に中心となっている方の健康状態をお答えください

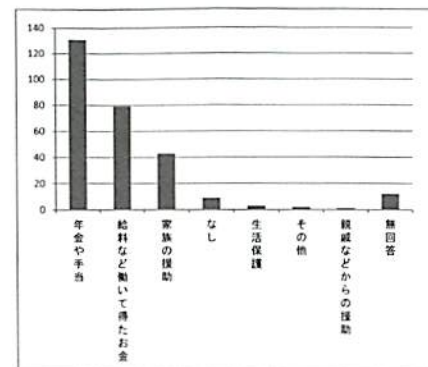
選択項目	人数	構成比
よい	21	10%
普通	46	22%
よくない	9	4%
無回答	137	64%
合計	213	100%

支援者の方の健康状態は、普通、よいの回答が多く、ほぼ健康と言える。



E-1 主な収入はどれですか。当てはまるものすべて

選択項目	人数	構成比
年金や手当	131	62%
給料など働いて得たお金	79	28%
家族の援助	43	20%
なし	9	4%
生活保護	3	1%
その他	2	1%
親戚などからの援助	1	0%
無回答	12	6%
合計	280	



その他 不動産収入、自立支援医療費

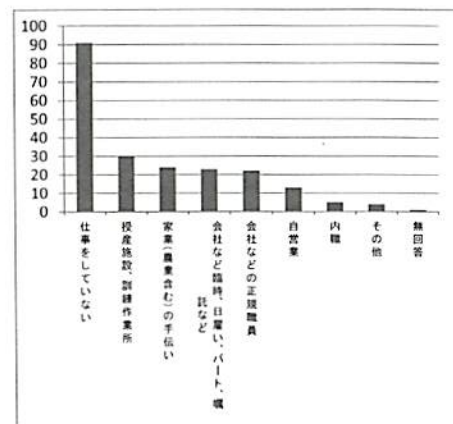
収入源は年金や手当が一番多く62%、次いで働いて得たお金28%、

家族の援助(20%)となり、公的給付を頼りにしている方が多い。

特に仕事が自営業や正規職員の方の場合は、8割以上の方が「働いて得たお金」と答えたのに対し、「家業」「授産施設」「働いていない」と回答している方については、6割以上の方が「年金・手当」と「家族の援助」で生活している。

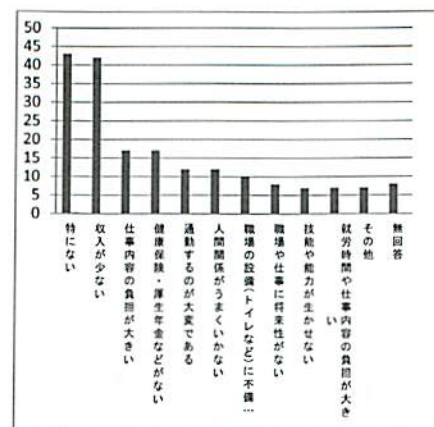
E-2 あなたは現在仕事をしていますか。

選択項目	人数	構成比
仕事をしていない	91	43%
授産施設、訓練作業所	30	14%
家業(農業含む)の手伝い	24	11%
会社など臨時、日雇い、パート、嘱託など	23	11%
会社などの正規職員	22	10%
自営業	13	6%
内職	5	2%
その他	4	2%
無回答	1	0%
合計	213	100%



E-3 問7で1～7と回答された方に伺います。仕事をする上で不安や不満を感じることがありますか。あてはまるものすべて
※回答者122名

選択項目	人数	構成比
特になし	43	35%
収入が少ない	42	20%
仕事内容の負担が大きい	17	8%
健康保険・厚生年金などがない	17	8%
通勤するのが大変である	12	6%
人間関係がうまくいかない	12	6%
職場の設備(トイレなど)に不備がある	10	5%
職場や仕事に将来性がない	8	4%
技能や能力が生かせない	7	3%
就労時間や仕事内容の負担が大きい	7	3%
その他	7	3%
無回答	8	4%
合計	190	



その他 周りが見えてない時

都会は精神障がい者の人達が働ける所があるし、相談所もある。一人暮らしをしている人もNHKで見た。奥出雲町には、チャンスがない今は、一般の人達と働いている。軽い統合失調症だったから。

正職員でないため将来に不安あり。一年の雇用契約。

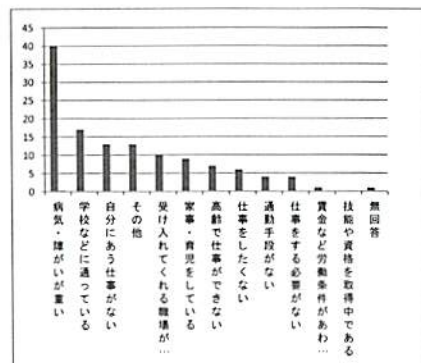
仕事量が季節により変動がある。

体の健康

仕事をするうえで不安なことや不満を感じることは、「特になし」(35%)と答えた方もあったが、「収入の少ない」(20%)といった金銭面での問題が多く、次いで、「仕事内容の負担が大きい」(8%)「健康保険・厚生年金などがない」(8%)などの雇用条件の問題点がある。

E-4 問7で仕事をしていないと回答された方に。仕事をしていない理由は何ですか、あてはまるものすべてに
※回答者91名

選択項目	人数	構成比
病気・障がい重い	40	44%
学校などに通っている	17	8%
自分に合う仕事がない	13	6%
その他	13	6%
受け入れてくれる職場がない	10	5%
家事・育児をしている	9	4%
高齢で仕事ができない	7	3%
仕事をしたくない	6	3%
通勤手段がない	4	2%
仕事をする必要がない	4	2%
賃金など労働条件があわない	1	0%
技能や資格を取得中である	0	0%
無回答	1	0%
合計	125	



その他 会社の倒産・解雇

老人介護等

病気が安定しない。

身体に負担がかかる。後遺症の痛み。

小学生 在宅

寝たきり

後遺症の為、仕事がしたくてもできない。

夫の支援

発作が毎日度々出て、人との対応が途中でストップし、何も分からなくなる。他人に迷惑をかける事が多くなる。

定年退職し、年金をもらっている為。股関節が痛い為。

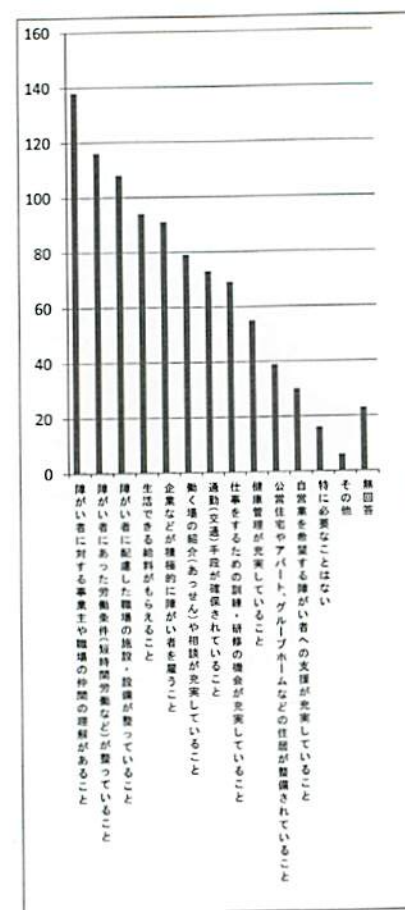
仕事をしていない理由は、「病気や障がい重い」が一番多く(44%)、次いで学校に通っている(8%)、自分に合う仕事がない(6%)という理由が多いが、中には、受け入れてくれる職場がない、通勤手段がないなどの働く場の理解や通勤の確保の問題もあげられる。

E-5 障がいのある方が働くために必要なことはどんなことが必要。当てはまるものすべて

選択項目	人数	構成比
障がい者に対する事業主や職場の仲間の理解があること	138	65%
障がい者にあった労働条件(短時間労働など)が整っていること	116	54%
障がい者に配慮した職場の施設・設備が整っていること	108	51%
生活できる給料がもらえること	94	44%
企業などが積極的に障がい者を雇うこと	91	43%
働く場の紹介(あっせん)や相談が充実していること	79	37%
通勤(交通)手段が確保されていること	73	34%
仕事をするための訓練・研修の機会が充実していること	69	32%
健康管理が充実していること	55	26%
公営住宅やアパート、グループホームなどの住居が整備されていること	39	18%
自営業を希望する障がい者への支援が充実していること	30	14%
特に必要なことはない	16	8%
その他	6	3%
無回答	23	11%
合計	937	

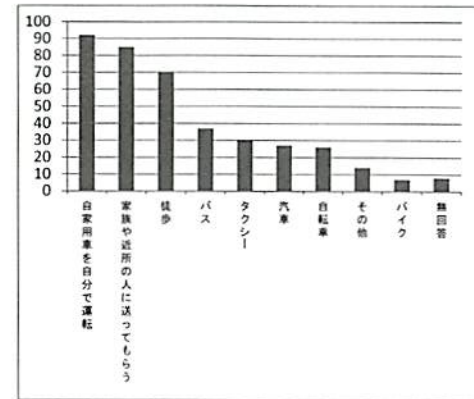
その他 能力に合った仕事を提示できる専門職がいること。
よく分からない
病気を理解してもらう。

障がいがある方が働くために必要なことは、障がい者に対する事業主や職場の仲間の理解が一番多く、(65%)次いで障がい者に合った労働条件(短時間労働など)が整っている」「障害者に配慮した職場の施設・設備が整っていること」があげられる。また、「生活できる給料がもらえる」「企業などが積極的に障がい者を雇うこと」もあげられる。



F-1 外出する際の主な移動手段は何ですか。当てはまるものすべて

選択項目	人数	構成比
自家用車を自分で運転	92	43%
家族や近所の人に送ってもらう	85	40%
徒歩	70	33%
バス	37	17%
タクシー	30	14%
汽車	27	13%
自転車	26	12%
その他	14	7%
バイク	7	3%
無回答	8	4%
合計	396	

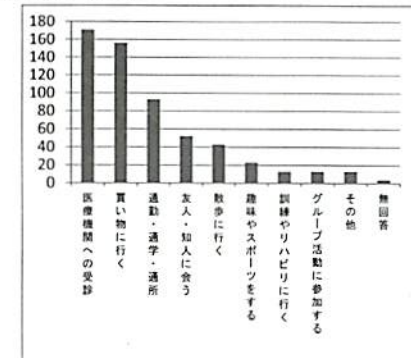


その他 施設職員に送ってもらう。
職員が公用車で付き添い
バギー
支援者の運転
付き添いがあれば、バス・汽車・タクシーに乗れる。
電動車いす

「自家用車を自分で運転する」が、43%と一番多く、次いで「家族や近所の人に送ってもらう」が40%と多い。
手帳別にみると、身体障害者は「自分で運転する」が31.9%なのに対し、知的障がい者については4.4%となっている。そのかわり知的障がい者については、「家族や近所の人に送ってもらう」(28.8%)が最も多かった。
精神障がい者については、「家族や近所の人に送ってもらう」(17.1%)「バス」(13.1%)が多かったが、次いで「自分で運転する」「汽車」(11.8%)である。

F-2 どのような目的で外出することが多いか。当てはまるものすべて

選択項目	人数	構成比
医療機関への受診	171	80%
買い物に行く	156	73%
通勤・通学・通所	93	44%
友人・知人に会う	52	24%
散歩に行く	43	20%
趣味やスポーツをする	23	11%
訓練やリハビリに行く	13	6%
グループ活動に参加する	13	6%
その他	13	6%
無回答	4	2%
合計	581	

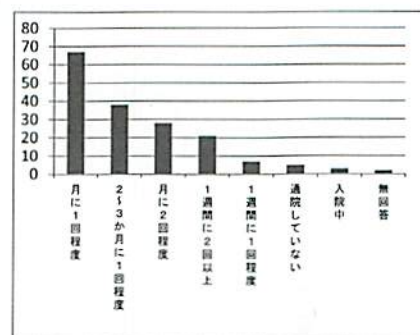


その他 ドライブ等
仕事 会合
畑に行く 月2回食糧買い物
自治会各行事 花見・音楽鑑賞に母・兄に連れて行ってもらう。
家族の移動 外には、ほとんど出ない。
実家に帰る。
医療機関への受診が80%と一番多く、次いで、買い物に行くが、73%と多い。通勤・通学・通所が44%、友人・知人に会うが24%である。

F-3 問12(F-1)で「医療機関への受診」と回答された方へ。通院回数はどれくらいですか

選択項目	人数	構成比
月に1回程度	67	39%
2～3か月に1回程度	38	22%
月に2回程度	28	16%
1週間に2回以上	21	12%
1週間に1回程度	7	4%
通院していない	5	3%
入院中	3	2%
無回答	2	1%
合計	171	100%

通院の傾向は、月に1日程度が一番多い。



F-4 問12(F-2)で「医療機関への受診」と回答された方へ。通院先は主にどの地域ですか

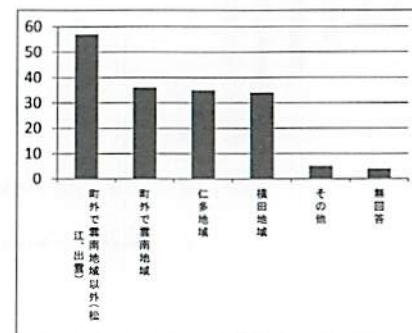
選択項目	人数	構成比
町外で雲南地域以外(松江、出雲)	57	33%
町外で雲南地域	36	21%
仁多地域	35	20%
横田地域	34	20%
その他	5	3%
無回答	4	2%
合計	171	100%

その他

安来市
大田市・邑智郡

浜田市

通院先については、町内の医療機関に通院する方が、40.3%で町外で松江や出雲に通院しておられる方が約3割おられた。



F-5 問12(F-2)で「医療機関への受診」と回答された方へ。通院手段は何ですか

選択項目	人数	構成比
自分で車を運転して行く	72	42%
家族の車に乗せてもらって行く	52	30%
公共交通機関(バス・JR)を利用する	14	8%
徒歩または自転車に乗っていく	13	8%
その他	8	5%
タクシーを利用している	7	4%
無回答	5	3%
合計	171	100%

その他

施設職員に送ってもらう。

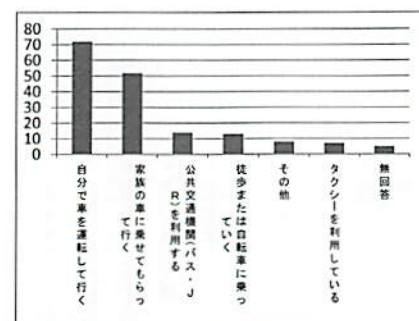
病院送迎

施設の手

職員が公用車で付き添い

バイクで通院

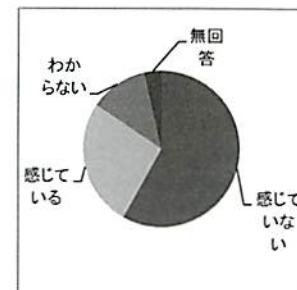
通院方法については、自分で運転するものが42.1%、家族にのせてもらう方が30.4%いる。



F-6 問14(F-4)を回答された方に。現在通院されるのに不便を感じていますか

選択項目	人数	構成比
感じていない	97	58%
感じている	44	26%
わからない	20	12%
無回答	6	4%
合計	167	100%

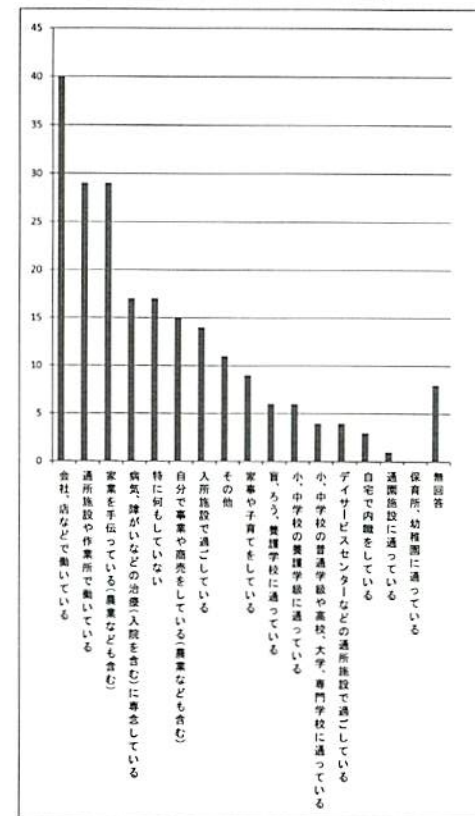
通院に不便を感じている方は、26.3%、感じていないは58.1%であった。
町外で雲南地域以外(松江市、出雲市)に通院している方、人工透析患者の方の約3割が通院の不便さを感じている。
1週間に2回以上通院していると答えた方のうち、8割の方が町外に通院している。



G-1 ふだん、昼間はおもにどのように過ごしているか。当てはまるものひとつ

選択項目	人数	構成比
会社、店などで働いている	40	19%
通所施設や作業所で働いている	29	14%
家業を手伝っている(農業なども含む)	29	14%
病気、障がいなどの治療(入院を含む)に専念している	17	8%
特に何もしていない	17	8%
自分で事業や商売をしている(農業なども含む)	15	7%
入所施設で過ごしている	14	7%
その他	11	5%
家事や子育てをしている	9	4%
盲、ろう、養護学校に通っている	6	3%
小、中学校の養護学級に通っている	6	3%
小、中学校の普通学級や高校、大学、専門学校に通っている	4	2%
デイサービスセンターなどの通所施設で過ごしている	4	2%
自宅で内職をしている	3	1%
通園施設に通っている	1	0%
保育所、幼稚園に通っている	0	0%
無回答	8	4%
合計	213	100%

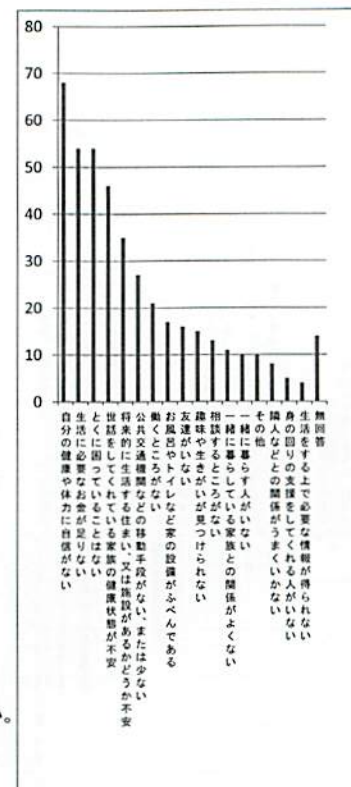
日中の過ごし方としては、会社・店などで働いている方が18.7%、通所施設や作業所で働いている方が13.6%となっている。
特になにもしない方が17名おり、サポートが必要かもしれない。



G-2 現在の生活で困っていることや不安に思っていることがあるか。当てはまるものすべて

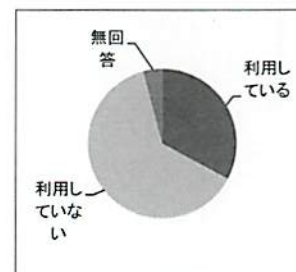
選択項目	人数	構成比
自分の健康や体力に自信がない	68	32%
生活に必要なお金が足りない	54	25%
とくに困っていることはない	54	25%
世話をしてくれている家族の健康状態が不安	46	22%
将来的に生活する住まい、又は施設があるかどうか不安	35	16%
公共交通機関などの移動手段がない、または少ない	27	13%
働くところがない	21	10%
お風呂やトイレなど家の設備がふべんである	17	8%
友達がいらない	16	8%
趣味や生きがいが見つけれない	15	7%
相談するところがない	13	6%
一緒に暮らしている家族との関係がよくない	11	5%
一緒に暮らす人がいない	10	5%
その他	10	5%
隣人などとの関係がうまくいかない	8	4%
身の回りの支援をしてくれる人がいない	5	2%
生活をする上で必要な情報が得られない	4	2%
無回答	14	7%
合計	428	

生活する上で不安なことは、「自分の健康や体力に自信がない(32%)」といった健康面の問題が一番多く、次いで「生活に必要なお金が足りない(25%)」といった金銭面の不安が挙げられる。また「将来的に生活するところがあるかどうか不安(16%)」といった将来への不安もある。障がい別にみると、身体障がい者は、「自分の健康や体力に自信がない」が最も多く、知的障がい者は「将来的に生活の場があるか不安」が最も多い。精神障がい者については、「自分の健康や体力に自信がない」が最も多かったが、「世話をしてくれている家族の健康状態が不安」が他障害種別に比べると多くなっている。



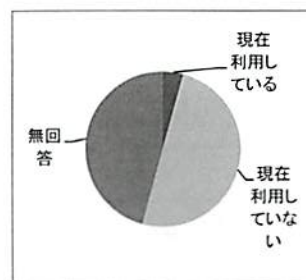
H-1 あなたは障がい福祉サービスを利用していますか

選択項目	人数	構成比
利用している	70	33%
利用していない	134	63%
無回答	9	4%
合計	213	100%



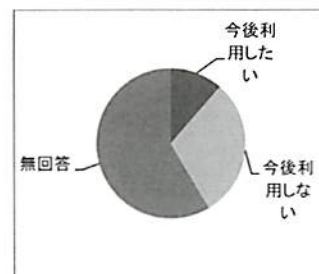
H-2① 現在、どのサービスを利用しているか。また今後利用したいと考えるか →「居宅介護(ホームヘルプ)」

選択項目	人数	構成比
現在利用している	3	4%
現在利用していない	35	50%
無回答	32	46%
合計	70	100%



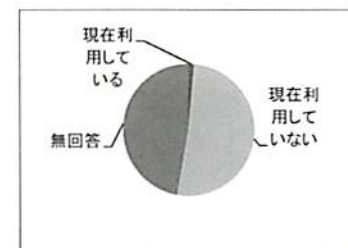
H-2① 現在、どのサービスを利用しているか。また今後利用したいと考えるか →「居宅介護(ホームヘルプ)」

選択項目	人数	構成比
今後利用したい	8	11%
今後利用しない	21	30%
無回答	41	59%
合計	70	100%



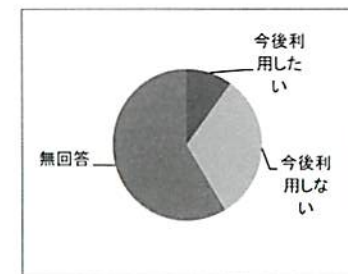
H-2② 現在、どのサービスを利用しているか。また今後利用したいと考えるか →「重度訪問介護」

選択項目	人数	構成比
現在利用している	1	1%
現在利用していない	36	51%
無回答	33	47%
合計	70	100%



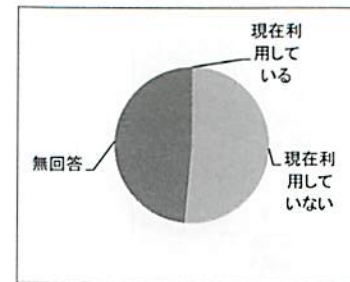
H-2② 現在、どのサービスを利用しているか。また今後利用したいと考えるか →「重度訪問介護」

選択項目	人数	構成比
今後利用したい	7	10%
今後利用しない	22	31%
無回答	41	59%
合計	70	100%



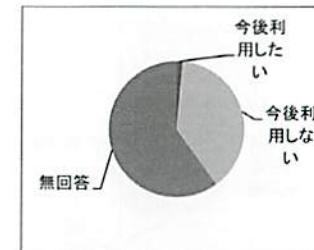
H-2③ 現在、どのサービスを利用しているか。また今後利用したいと考えるか。→「同行援護」

選択項目	人数	構成比
現在利用している	0	0%
現在利用していない	36	51%
無回答	34	49%
合計	70	100%



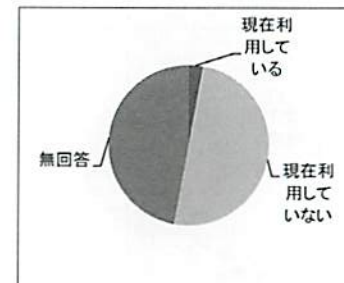
H-2③ 現在、どのサービスを利用しているか。また今後利用したいと考えるか。→「同行援護」

選択項目	人数	構成比
今後利用したい	1	1%
今後利用しない	27	39%
無回答	42	60%
合計	70	100%



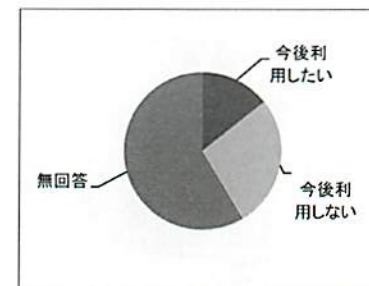
H-2④ 現在、どのサービスを利用しているか。また今後利用したいと考えるか。→「行動援護」

選択項目	人数	構成比
現在利用している	2	3%
現在利用していない	35	50%
無回答	33	47%
合計	70	100%



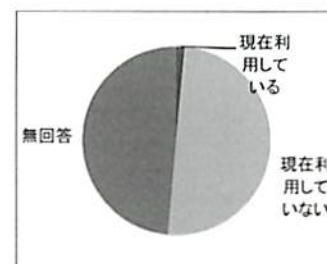
H-2④ 現在、どのサービスを利用しているか。また今後利用したいと考えるか。→「行動援護」

選択項目	人数	構成比
今後利用したい	10	14%
今後利用しない	19	27%
無回答	41	59%
合計	70	100%



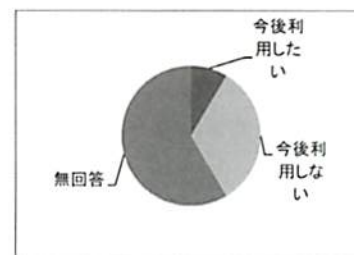
H-2⑤ 現在、どのサービスを利用しているか。また今後利用したいと考えるか。 →「重度障害者等包括支援」

選択項目	人数	構成比
現在利用している	1	1%
現在利用していない	35	50%
無回答	34	49%
合計	70	100%



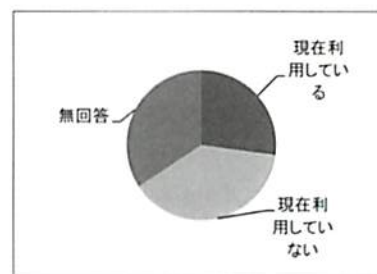
H-2⑤ 現在、どのサービスを利用しているか。また今後利用したいと考えるか。 →「重度障害者等包括支援」

選択項目	人数	構成比
今後利用したい	6	9%
今後利用しない	23	33%
無回答	41	59%
合計	70	100%



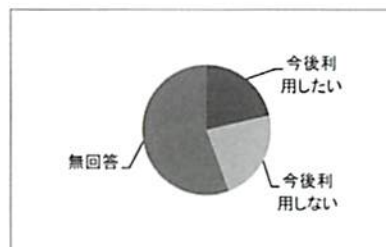
H-2⑥ 現在、どのサービスを利用しているか。また今後利用したいと考えるか。 →「生活介護」

選択項目	人数	構成比
現在利用している	19	27%
現在利用していない	27	39%
無回答	24	34%
合計	70	100%



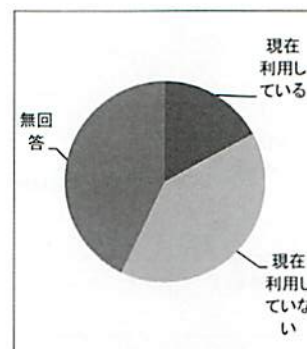
H-2⑥ 現在、どのサービスを利用しているか。また今後利用したいと考えるか。 →「生活介護」

選択項目	人数	構成比
今後利用したい	15	21%
今後利用しない	16	23%
無回答	39	56%
合計	70	100%



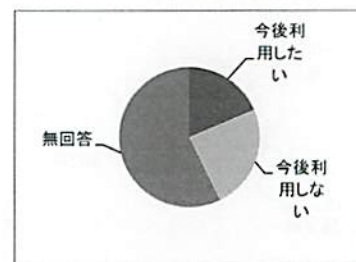
H-2⑦ 現在、どのサービスを利用しているか。また今後利用したいと考えるか。→「自立訓練(機能訓練、生活訓練)」

選択項目	人数	構成比
現在利用している	12	17%
現在利用していない	28	40%
無回答	30	43%
合計	70	100%



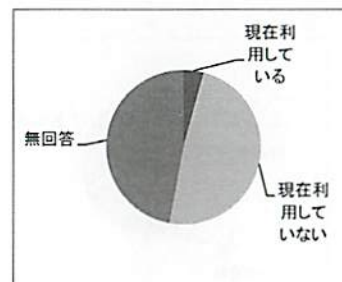
H-2⑦ 現在、どのサービスを利用しているか。また今後利用したいと考えるか。→「自立訓練(機能訓練、生活訓練)」

選択項目	人数	構成比
今後利用したい	13	19%
今後利用しない	17	24%
無回答	40	57%
合計	70	100%



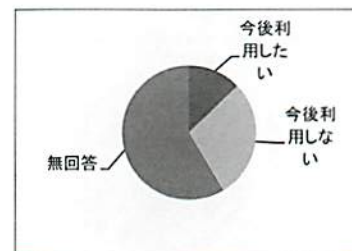
H-2⑧ 現在、どのサービスを利用しているか。また今後利用したいと考えるか。→「就労移行支援」

選択項目	人数	構成比
現在利用している	3	4%
現在利用していない	34	49%
無回答	33	47%
合計	70	100%



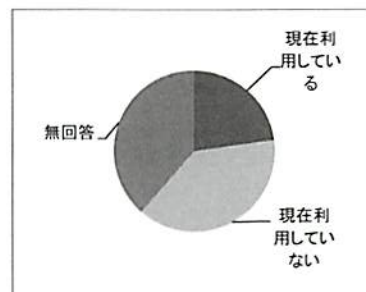
H-2⑧ 現在、どのサービスを利用しているか。また今後利用したいと考えるか。→「就労移行支援」

選択項目	人数	構成比
今後利用したい	9	13%
今後利用しない	20	29%
無回答	41	59%
合計	70	100%



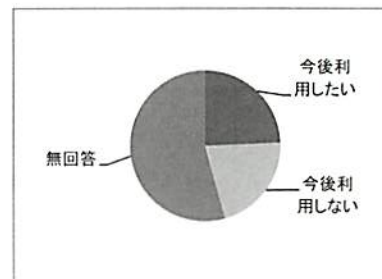
H-2⑨ 現在、どのサービスを利用しているか。また今後利用したいと考えるか。 →「就労継続支援(A型、B型)」

選択項目	人数	構成比
現在利用している	16	23%
現在利用していない	27	39%
無回答	27	39%
合計	70	100%



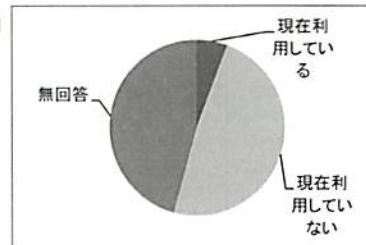
H-2⑨ 現在、どのサービスを利用しているか。また今後利用したいと考えるか。 →「就労継続支援(A型、B型)」

選択項目	人数	構成比
今後利用したい	17	24%
今後利用しない	15	21%
無回答	38	54%
合計	70	100%



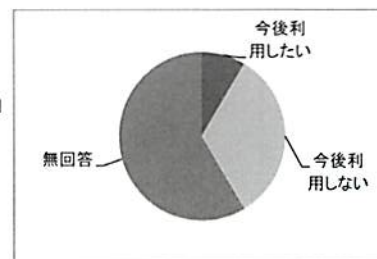
H-2⑩ 現在、どのサービスを利用しているか。また今後利用したいと考えるか。 →「療養介護」

選択項目	人数	構成比
現在利用している	4	6%
現在利用していない	34	49%
無回答	32	46%
合計	70	100%



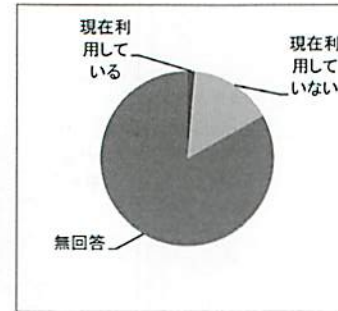
H-2⑩ 現在、どのサービスを利用しているか。また今後利用したいと考えるか。 →「療養介護」

選択項目	人数	構成比
今後利用したい	6	9%
今後利用しない	23	33%
無回答	41	59%
合計	70	100%



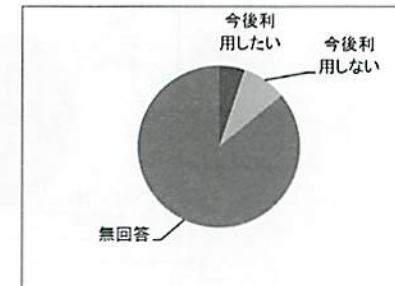
H-2⑪ 現在、どのサービスを利用しているか。また今後利用したいと考えるか。 →「短期入所(ショートステイ)」

選択項目	人数	構成比
現在利用している	3	1%
現在利用していない	33	15%
無回答	177	83%
合計	213	100%



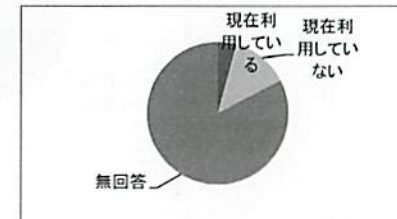
H-2⑪ 現在、どのサービスを利用しているか。また今後利用したいと考えるか。 →「短期入所(ショートステイ)」

選択項目	人数	構成比
今後利用したい	11	5%
今後利用しない	19	9%
無回答	183	86%
合計	213	100%



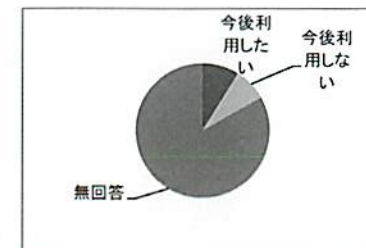
H-2⑫ 現在、どのサービスを利用しているか。また今後利用したいと考えるか。 →「共同生活援助(グループホーム)」

選択項目	人数	構成比
現在利用している	9	4%
現在利用していない	28	13%
無回答	176	83%
合計	213	100%



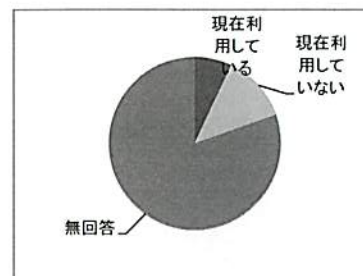
H-2⑫ 現在、どのサービスを利用しているか。また今後利用したいと考えるか。 →「共同生活援助(グループホーム)」

選択項目	人数	構成比
今後利用したい	19	9%
今後利用しない	17	8%
無回答	177	83%
合計	213	100%



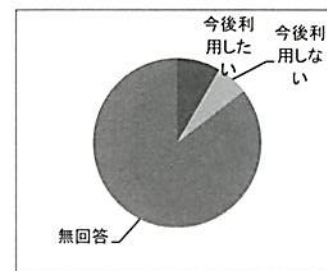
H-2⑬ 現在、どのサービスを利用しているか。また今後利用したいと考えるか。 →「施設入所支援」

選択項目	人数	構成比
現在利用している	15	7%
現在利用していない	27	13%
無回答	172	80%
合計	213	100%



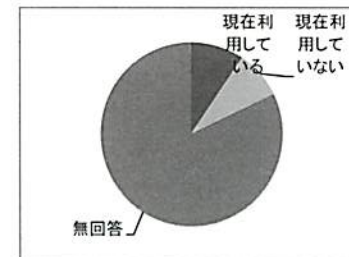
H-2⑬ 現在、どのサービスを利用しているか。また今後利用したいと考えるか。 →「施設入所支援」

選択項目	人数	構成比
今後利用したい	18	8%
今後利用しない	13	6%
無回答	182	86%
合計	213	100%



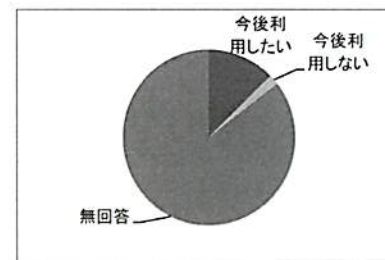
H-2⑭ 現在、どのサービスを利用しているか。また今後利用したいと考えるか。 →「相談支援」

選択項目	人数	構成比
現在利用している	20	9%
現在利用していない	18	8%
無回答	175	82%
合計	213	100%



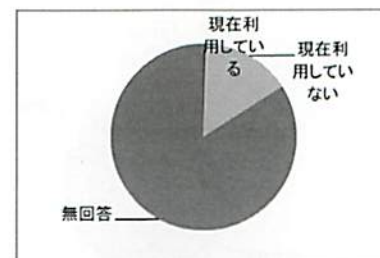
H-2⑭ 現在、どのサービスを利用しているか。また今後利用したいと考えるか。 →「相談支援」

選択項目	人数	構成比
今後利用したい	27	13%
今後利用しない	4	2%
無回答	182	86%
合計	213	100%



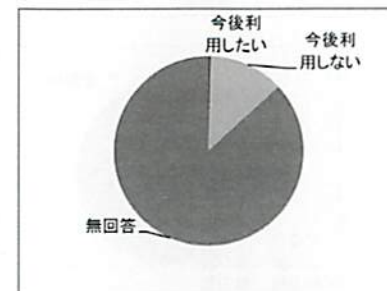
H-2⑮ 現在、どのサービスを利用しているか。また今後利用したいと考えるか。→「児童発達支援」

選択項目	人数	構成比
現在利用している	1	0%
現在利用していない	33	15%
無回答	179	84%
合計	213	100%



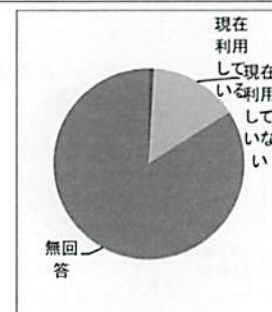
H-2⑮ 現在、どのサービスを利用しているか。また今後利用したいと考えるか。→「児童発達支援」

選択項目	人数	構成比
今後利用したい	1	0%
今後利用しない	27	13%
無回答	185	87%
合計	213	100%



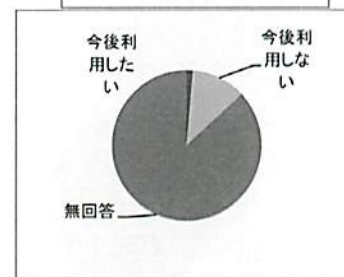
H-2⑯ 現在、どのサービスを利用しているか。また今後利用したいと考えるか。→「放課後等ディサービス」

選択項目	人数	構成比
現在利用している	2	1%
現在利用していない	32	15%
無回答	179	84%
合計	213	100%



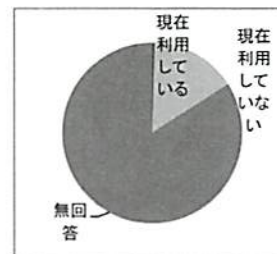
H-2⑯ 現在、どのサービスを利用しているか。また今後利用したいと考えるか。→「放課後等ディサービス」

選択項目	人数	構成比
今後利用したい	3	1%
今後利用しない	25	12%
無回答	185	87%
合計	213	100%



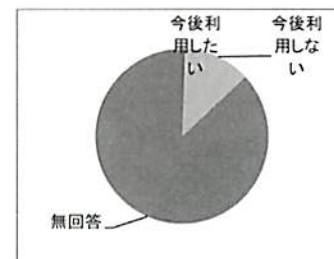
H-2⑰ 現在、どのサービスを利用しているか。また今後利用したいと考えるか。 →「保育所等訪問支援」

選択項目	人数	構成比
現在利用している	1	0%
現在利用していない	33	15%
無回答	179	84%
合計	213	100%



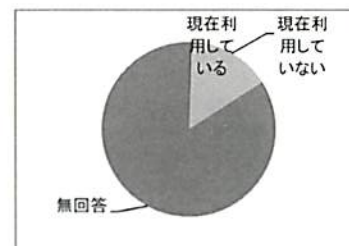
H-2⑰ 現在、どのサービスを利用しているか。また今後利用したいと考えるか。 →「保育所等訪問支援」

選択項目	人数	構成比
今後利用したい	1	0%
今後利用しない	27	13%
無回答	185	87%
合計	213	100%



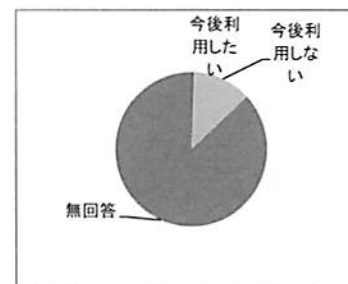
H-2⑱ 現在、どのサービスを利用しているか。また今後利用したいと考えるか。 →「医療型児童発達支援」

選択項目	人数	構成比
現在利用している	1	0%
現在利用していない	33	15%
無回答	179	84%
合計	213	100%



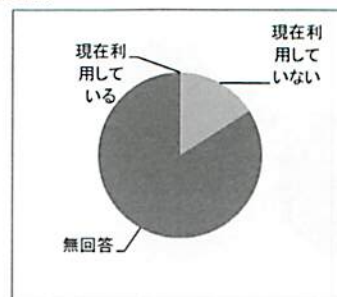
H-2⑱ 現在、どのサービスを利用しているか。また今後利用したいと考えるか。 →「医療型児童発達支援」

選択項目	人数	構成比
今後利用したい	1	0%
今後利用しない	27	13%
無回答	185	87%
合計	213	100%



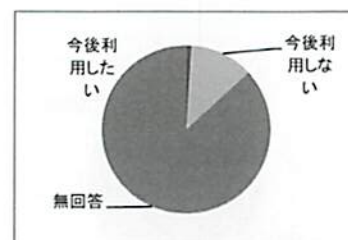
H-2⑬ 現在、どのサービスを利用しているか。また今後利用したいと考えるか。→「福祉型児童入所支援」

選択項目	人数	構成比
現在利用している	0	0%
現在利用していない	34	16%
無回答	179	84%
合計	213	100%



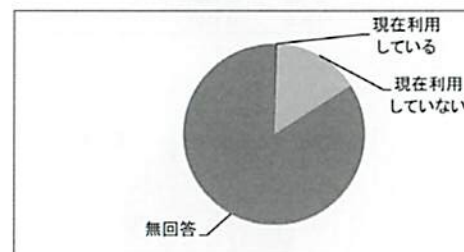
H-2⑭ 現在、どのサービスを利用しているか。また今後利用したいと考えるか。→「福祉型児童入所支援」

選択項目	人数	構成比
今後利用したい	2	1%
今後利用しない	26	12%
無回答	185	87%
合計	213	100%



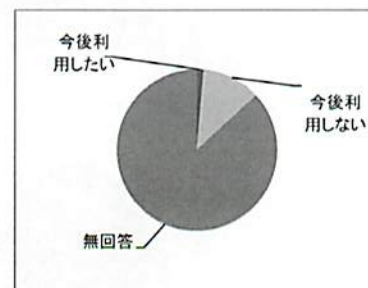
H-2⑮ 現在、どのサービスを利用しているか。また今後利用したいと考えるか。→「医療型児童入所支援」

選択項目	人数	構成比
現在利用している	1	0%
現在利用していない	33	15%
無回答	179	84%
合計	213	100%



H-2⑯ 現在、どのサービスを利用しているか。また今後利用したいと考えるか。→「医療型児童入所支援」

選択項目	人数	構成比
今後利用したい	3	1%
今後利用しない	25	12%
無回答	185	87%
合計	213	100%

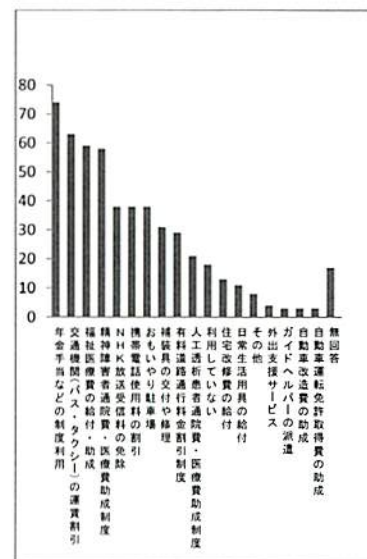


今後利用したい福祉サービスは、「共同生活援助」「短期入所」「就労移行支援」「相談支援」が多かった。

I-1 利用したことのあるサービスはどれ。当てはまるものすべて

選択項目	人数	構成比
年金手当などの制度利用	74	35%
交通機関(バス・タクシー)の運賃割引	63	30%
福祉医療費の給付・助成	59	28%
精神障害者通院費・医療費助成制度	58	27%
NHK放送受信料の免除	38	18%
携帯電話使用料の割引	38	18%
おもいやり駐車場	38	18%
補装具の交付や修理	31	15%
有料道路通行料金割引制度	29	14%
人工透析患者通院費・医療費助成制度	21	10%
利用していない	18	8%
住宅改修費の給付	13	6%
日常生活用具の給付	11	5%
その他	8	4%
外出支援サービス	4	2%
ガイドヘルパーの派遣	3	1%
自動車改造費の助成	3	1%
自動車運転免許取得費の助成	3	1%
無回答	17	8%
合計	529	

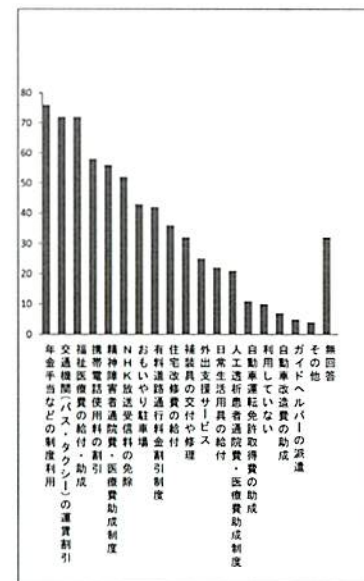
利用したことのあるサービスについては、「年金・手当などの制度」が35%、「交通機関の運賃割引」が30%、「福祉医療費の給付・助成」が28%、精神障がい者通院費・医療費助成制度が27%、といった生活や医療費にかかわる制度や助成の利用が多い。



I-2 今後利用したいサービスはどれ。当てはまるものすべて

選択項目	人数	構成比
年金手当などの制度利用	76	36%
交通機関(バス・タクシー)の運賃割引	72	34%
福祉医療費の給付・助成	72	34%
携帯電話使用料の割引	58	27%
精神障害者通院費・医療費助成制度	56	26%
NHK放送受信料の免除	52	24%
おもいやり駐車場	43	20%
有料道路通行料金割引制度	42	20%
住宅改修費の給付	36	17%
補装具の交付や修理	32	15%
外出支援サービス	25	12%
日常生活用具の給付	22	10%
人工透析患者通院費・医療費助成制度	21	10%
自動車運転免許取得費の助成	11	5%
利用していない	10	5%
自動車改造費の助成	7	3%
ガイドヘルパーの派遣	5	2%
その他	4	2%
無回答	32	15%
合計	676	

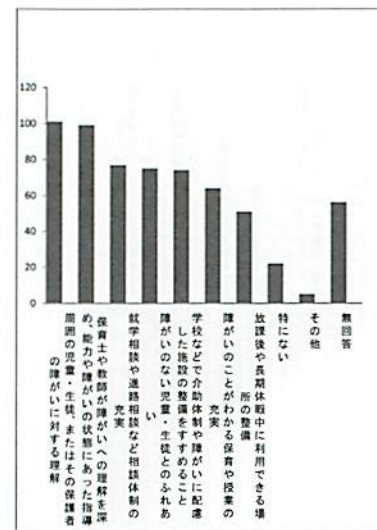
利用しているサービスと同様で、経済的な支援(年金等公的給付や医療費等助成等)の希望が多い。また、住宅改修費の給付の利用希望が伸びている。



J-1 障がいのある子どもの保育や教育に、今後どんなことが必要だと思いますか。当てはまるものすべて

選択項目	人数	構成比
周囲の児童・生徒、またはその保護者の障がいに 対する理解	101	47%
保育士や教師が障がいへの理解を深め、能力や 障がいの状態にあった指導	99	46%
就学相談や進路相談など相談体制の充実	77	36%
障がいのない児童・生徒とのふれあい	75	35%
学校などで介助体制や障がいに配慮した施設の 整備をすすめること	74	35%
障がいのことがわかる保育や授業の充実	64	30%
放課後や長期休暇中に利用できる場所の整備	51	24%
特にない	22	10%
その他	5	2%
無回答	56	26%
合計	624	

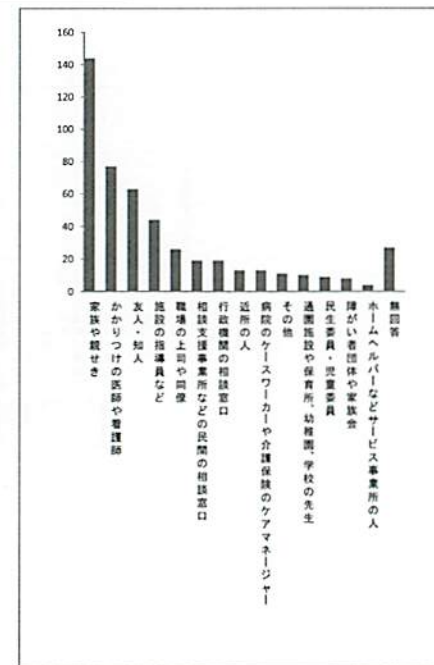
障害児への必要な支援としては、「周囲の児童・生徒、またはその保護者の障がいにに対する理解」が47%、次いで「保育士や教師が障がいへの理解を深め、能力や障がいの状態にあった指導を行う」が46%、「就学相談や進路相談など」が36%となっており、障がいのある子への理解や支援者の専門性の向上、就学・進路相談などの相談体制の充実が求められている。



K-1 普段、悩みや困ったことなどをどなたに相談しますか。あてはまるものすべて

選択項目	人数	構成比
家族や親せき	144	68%
かかりつけの医師や看護師	77	36%
友人・知人	63	30%
施設の指導員など	44	21%
職場の上司や同僚	26	12%
相談支援事業所などの民間の相談窓口	19	9%
行政機関の相談窓口	19	9%
近所の人	13	6%
病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー	13	6%
その他	11	2%
通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生	10	5%
民生委員・児童委員	9	5%
障がい者団体や家族会	8	4%
ホームヘルパーなどサービス事業所の人	4	2%
無回答	27	13%
合計	487	

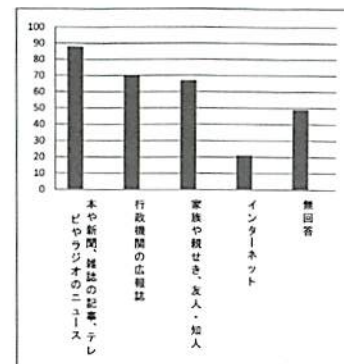
悩みや困ったことなどを相談する相手は、家族や親せきの方が多く68%、次いでかかりつけの医師や看護師(36%)、「友人・知人」30%「施設の指導員など」が21%であった。



K-2 障がいのことや福祉サービスなどに関する情報をどこから知ることが多いですか。当はまるものすべて

選択項目	人数	構成比
本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース	88	41%
行政機関の広報誌	70	33%
家族や親せき、友人・知人	67	31%
インターネット	21	10%
無回答	49	23%
合計	295	

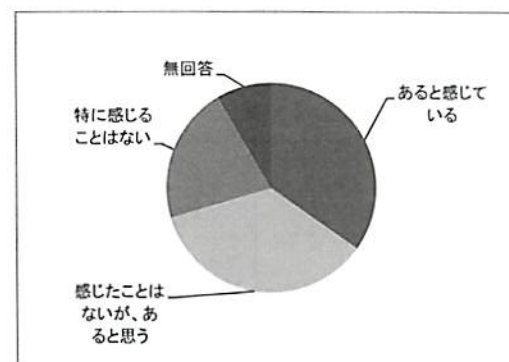
障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を得る手段としては、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が41%と最も高く、次いで「行政機関の広報誌」(33%)「家族や親せき、友人・知人」(31%)が多かった。



L-1 普段の暮らしのなかで障がいのある人への差別や偏見があると感じますか

選択項目	人数	構成比
あると感じている	74	35%
感じたことはないが、あると思う	76	36%
特に感じることはない	45	21%
無回答	18	9%
合計	213	100%

障がいのある人への差別や偏見については、あると感じている方が34.5%、感じたことはないが、あると思うと答えた方が、35.5%となっており、合わせて70%の方が差別・偏見はあると回答している。また、障がい種別ごとにみると、特に身体障害者の方について、あると感じていると答えた方が68.8%、知的障がい者の方は25%、精神障がい者の方は16.6%と差別・偏見があると感じている。

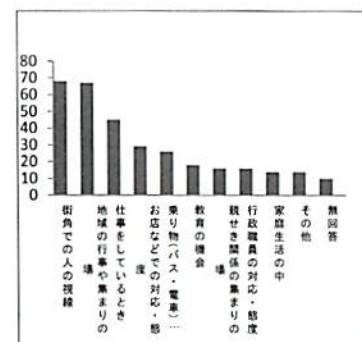


L-2 問25で「あると感じている」、「感じたことはないが、あると思う」と回答した方に。差別や偏見をどのような機会や場所で感じますか。又はあると思いますか。

当てはまるものすべて

選択項目	人数	構成比
街角での人の視線	68	32%
地域の行事や集まりの場	67	31%
仕事をしているとき	45	21%
お店などでの対応・態度	29	14%
乗り物(バス・電車)を利用したとき	26	12%
教育の機会	18	8%
親せき関係の集まりの場	16	8%
行政職員の対応・態度	16	8%
家庭生活の中	14	7%
その他	14	7%
無回答	10	5%
合計	323	

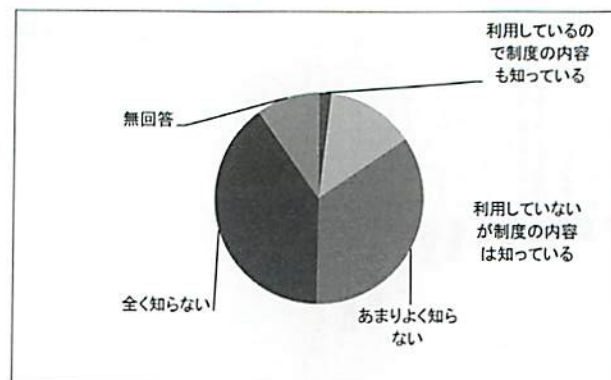
差別・偏見の機会としては、街角での人の視線が32%と多く、次いで地域の行事や集まりの場が31%と多くなっている。また、仕事をしているときについても、21%の人があるとしており、比較的多い。



M 成年後見制度についてどの程度知っていますか。

選択項目	人数	構成比
利用しているので制度の内容も知っている	4	2%
利用していないが制度の内容は知っている	29	14%
あまりよく知らない	74	35%
全く知らない	85	40%
無回答	21	10%
合計	213	100%

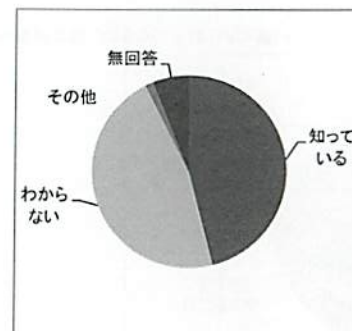
成年後見制度については、全く知らないが39.7%、あまりよく知らないが34.5%と合わせて74.2%の人が、成年後見制度のことを知らないのが現状である。



N-1 災害時に地区の避難場所を知っていますか

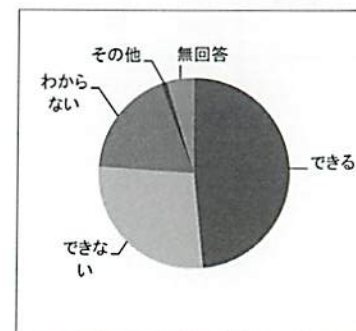
選択項目	人数	構成比
知っている	98	46%
わからない	99	46%
その他	3	1%
無回答	13	7%
合計	213	100%

災害時の地区の避難場所がわからない方が46.2%であった。
 自宅で暮らす方は半数以上が「知っている」と答えた(57.3%)のに対し、
 入所施設等の利用者のほとんどが「わからない」と答えている。(グループホーム100%、
 病院60%、障がい者福祉施設68.7%)。



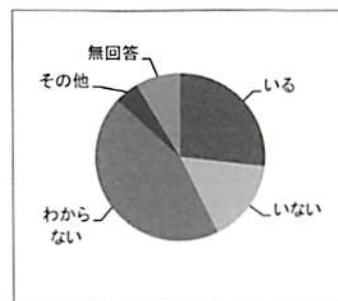
N-2 災害などの非常時にあなたは一人で避難できますか

選択項目	人数	構成比
できる	103	48%
できない	59	28%
わからない	39	18%
その他	2	1%
無回答	10	5%
合計	213	100%



N-3 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所であなたを助けてくれるひとはいますか

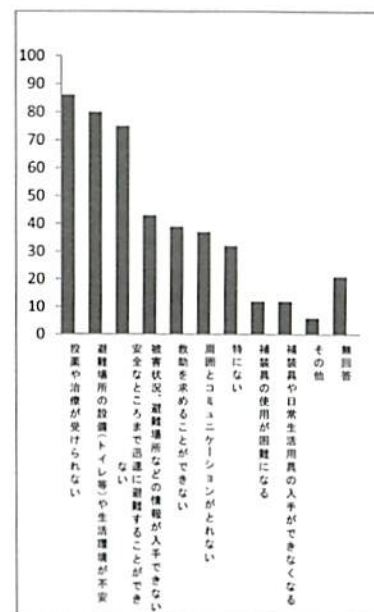
選択項目	人数	構成比
いる	57	27%
いない	34	16%
わからない	94	44%
その他	10	5%
無回答	18	9%
合計	213	100%



災害時の避難については、一人で避難できると答えた者は、48.1%いたものの、近所に助けてくれる人はいるのかの問いに対し、38.8%と少なく、わからないと答えた方が49.5%もいる。

N-4 火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。当てはまるものすべて

選択項目	人数	構成比
投薬や治療が受けられない	86	40%
避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安	80	38%
安全なところまで迅速に避難することができない	75	35%
被害状況、避難場所などの情報が入手できない	43	20%
救助を求めることができない	39	18%
周囲とコミュニケーションがとれない	37	17%
特になし	32	15%
補装具の使用が困難になる	12	6%
補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	12	6%
その他	6	3%
無回答	21	10%
合計	443	

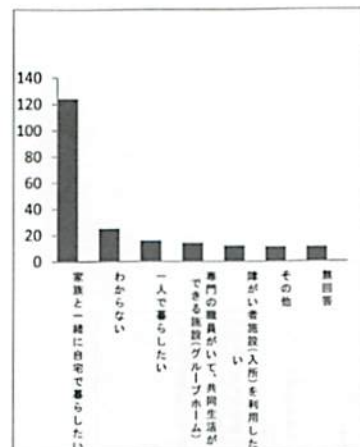


火事や地震等の災害時に困ることは、「投薬や治療が受けられない」「避難場所の設備等や生活環境が不安」「安全なところまで迅速に避難することができない」などの回答が多く、障がい種別でみると、「投薬や治療が受けられない」では、身体障害者の方が34%、知的障がい者が33%、精神障がい者が56%であり、「避難場所の設備等や生活環境が不安」では、身体障害者が41%、知的障がい者が40%、精神障がい者が33%であり、「安全なところまで迅速に避難することができない」では、身体障害者が40%、知的障がい者42%、精神障がい者が40%の方が、困ると回答しておられる。

○-1 今後、どのように暮らしたいと思いますか。

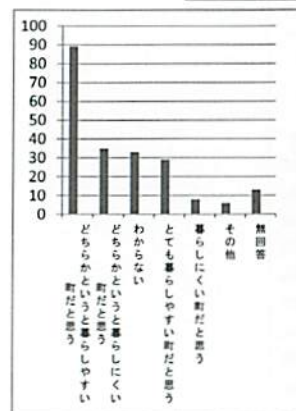
選択項目	人数	構成比
家族と一緒に自宅で暮らしたい	124	58%
わからない	25	12%
一人で暮らしたい	16	7%
専門の職員がいて、共同生活ができる施設(グループホーム)	14	7%
障がい者施設(入所)を利用したい	12	6%
その他	11	5%
無回答	11	6%
合計	213	100%

今後どのように暮らしたいかについては、「家族と一緒に暮らしたい」が57.9%となっており、ほとんどの障がい者が家族の方と一緒に家で過ごしたいと思っている。
自宅で生活している方のうち「一人暮らしがしたい」「家族と暮らしたい」という在宅生活を望むものが75.8%もあるのに対して、グループホーム入居者や障がい福祉施設の入居者については、家で暮らしたいという方は、15.3%であり、8割以上の方が引き続きグループホームや入所施設の利用を希望している。



○-2 奥出雲町は暮らしやすい町だと思いますか。

選択項目	人数	構成比
どちらかというと暮らしやすい町だと思う	89	42%
どちらかというと暮らしにくい町だと思う	35	16%
わからない	33	15%
とても暮らしやすい町だと思う	29	14%
暮らしにくい町だと思う	8	4%
その他	6	3%
無回答	13	7%
合計	213	100%

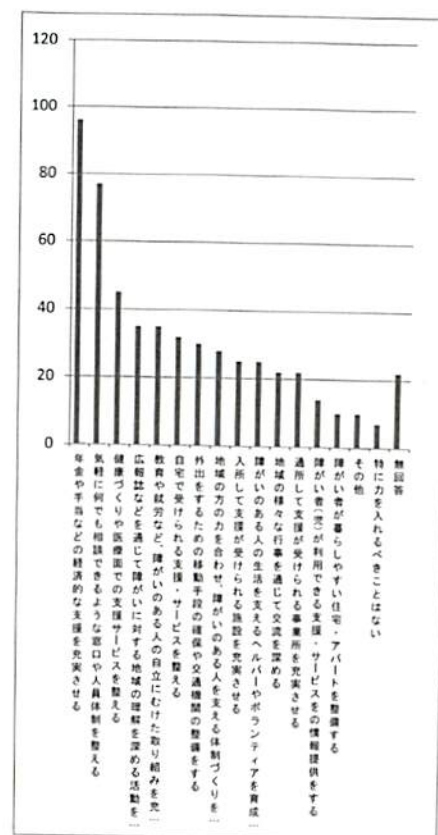


「奥出雲町は暮らしやすい町か」については「とても暮らしやすい(13.5%)」「どちらかというと暮らしやすい(41.5%)」を合わせると、55%のものが暮らしやすいという回答、また約2割の方が「暮らしにくい(3.7%)」「どちらかというと暮らしにくい(16.3%)」と回答している。

〇-3 奥出雲町が障がいのある人にとって暮らしやすい町にするためにどのようなことが必要と思いますか。特に必要なものを3つ

選択項目	人数	構成比
年金や手当などの経済的な支援を充実させる	96	45%
気軽に何でも相談できるような窓口や人員体制を整える	77	36%
健康づくりや医療面での支援サービスを整える	45	21%
広報誌などを通じて障がいに対する地域の理解を深める活動を行う	35	16%
教育や就労など、障がいのある人の自立にむけた取り組みを充実させる	35	16%
自宅で受けられる支援・サービスを整える	32	15%
外出をするための移動手段の確保や交通機関の整備をする	30	14%
地域の方の力を合わせ、障がいのある人を支える体制づくりを進める	28	13%
入所して支援が受けられる施設を充実させる	25	12%
障がいのある人の生活を支えるヘルパーやボランティアを育成する	25	12%
地域の様々な行事を通じて交流を深める	22	10%
通所して支援が受けられる事業所を充実させる	22	10%
障がい者(児)が利用できる支援・サービスをの提供提供をする	14	7%
障がい者が暮らしやすい住宅・アパートを整備する	10	5%
その他	10	5%
特に力を入れるべきことはない	7	3%
無回答	22	10%
合計	535	

奥出雲町が障がいのある人にとって暮らしやすい町にするためには、「年金や手当などの経済的な支援を充実させる(45%)」と多く、次いで、「気軽に何でも相談できるような窓口や人員体制を整えていく(36%)」が多く、金銭面の支援と相談支援体制の充実が求められている。



別紙 自由記述

医療・通院等

1. 通院手段の確保、送迎などの支援体制

- ・ 医療機関へ行くのに必ず乗せてもらわなければならない。今は、何とかなくても将来できなくなった時が不安。
- ・ 一人で通院できるか不安。
- ・ 各病院へ通うのに良い考えがないでしょうか。飯南町は、町の福祉バスで透析などに通う人もいる。透析に各病院よりタクシー等で通院しているが、多少でも病院へ補助の手助けができないか。

2. 医療費・通院費等の助成

- ・ 週2回松江に透析に行っているが年齢を重ねると、通院できない恐れがあり不安だ。自家用車での通院時、通院費の負担がない。せめて、半額の補助を願う。
- ・ 医療費を助成してもらっているが、制度が変わり支払われる金額が、以前の半分になった。会社を休み県中(出雲)に車で行くとマイナスになる。以前のJR料金制度に戻してほしい。医療費の請求が一年度毎になったので、年度をまたぐと請求できないので考えて欲しい。
- ・ 通院でお金がかかって辛い。

3. 医療等の充実

- ・ 年齢が上がってきたことにより、症状がかなり悪化してきて、今後、胃ろう・気管切開が必要になってきた。医療ケアを受けながら利用できる施設がもっとあるといい。(ショートステイができるように)
- ・ 通院が遠隔地で、自家用車による往復のロスを考えると、将来的には、自宅での透析が良いのではないかと思い始めている。町として、在宅透析患者への支援が現在有るのか無いのか。無ければ、今後考えて頂けるのか否かを知りたい。
- ・ 町外で人工透析。奥出雲町には、透析を受けれる病院がない。若い時は、通院できるが、高齢になると通院は、困難。そうすると、町外に出て、治療を受けれる病院の近くの施設を利用することになると思う。
- ・ リハビリ場の充実・補助
- ・ 近い病院。奥出雲病院で、受けれるようにして欲しい。
- ・ 県内での治療を受ける事が出来ないと言われたので、県外での受診しかできない事。
- ・ 週3回昼間の人工透析治療をうけており、透析のない日は、パート勤務。わずかなパート収入と年金で借金が返済できず精神的にも困っている。将来的には、雲南地域でも積極的に夜間透析治療をとり入れ昼間は、働きたい。

障がい児の養育、学校教育等

- ・ 養護学校の高等部分教室が三刀屋にできるが、登下校について困っている。スクールバスも片道？との話もあり学校として他校と足並みをそろえなければならぬなら、町独自で何か手立てはないか？直近で一番困っている問題。
- ・ 特別支援学校が、遠いので十分な専門的教育を受ける機会・選択肢が、限られる。

1. 相談機関、コミュニケーションについて

- ・ 相談する人が欲しい。
- ・ 障がい者への聞き取りや訪問が少ない。保健婦さん達ともっと身近に話をし自分達の事を分かってもらいたい。障がい者の話を聞いてくれる専門員が必要だ。
- ・ 生活の状況が変わった時に、相談・対応してもらえるようになってほしい。
- ・ 一人で生活している人にもっと町の保健婦さんなどヘルパーさんの支援をして欲しい。家族のいない一人の人は、このアンケートは、はっきり分からなかった。捨てたと言っておられる人もいた。一人で生活する人にもっと心をかけてあげていただきたい。
- ・ 精神科の病になった人が町内では、まずどこへ相談すれば良いのか今もよく分からない。奥出雲町内で相談できる場所が欲しかったと感じている。
- ・ コミュニケーションがとれないため、周りの人との交流が難しい。

2. 日常生活支援

- ・ 両親が高齢になり除雪・草刈など出来なくなるのが心配。
- ・ 役場などに提出する書類や手続きができるか不安。駅から家まで徒歩で帰宅しているが、真っ暗で怖い。街灯が少ない。

3. バリアフリー整備、住宅関係

- ・ 車いすで入れる美容室がないので、バリアフリーの広い美容室があると助かる。町内の店は、たいてい狭く、通路も幅も限られているので、車いすでは、買い物しにくい。
- ・ 公共施設や歩道等の建設・設備の際は、バリアフリーを基本とした設計で行って欲しい。目の悪い人・車いす・高齢者の方々が移動しやすい環境は、一般の人でも歩きやすく安全だと思う。元気で忙しい方のために補助的に従来通りの設備を用意するほうが良いと思う。
- ・ 町営住宅の充実

4. 将来への不安

- ・ 家族がいなくなった時の生活。
- ・ 自分で車を運転できなくなった時どうすれば良いか。家族に負担は、かけたくない。
- ・ 今後さらに老いて行く事は不安に感じる部分もあるが、買い物さえ不便さが解消されれば良い町と思える。障がい者以外の人達にも言える事だが積雪時の解決を。
- ・ 親亡き後の衣食住、本人の余暇、親としては、良い時期に成年後見人の契約をしようと思っているが、町内でどういう所が受けているのか？報酬は？など情報が欲しい。それにともない、支援者の居るグループホームも希望したい。
- ・ 私たち夫婦には、子供がいません。少子高齢化になっていく今後、いろいろ不安が多い。
- ・ 現在まだ視力があるので特に生活面では、困った事はない。今、一緒に生活している娘家族が、嫁ぎ先に帰った時の生活の不安・目が見えなくなったらという不安・いっぱいだ。
- ・ 体力的に心配。

- ・一人で生活するのも不安。出来たら、老人ホームへ入所したい。
- ・大人になればなるほど支援から遠のいていくような気がする。核家族・少子化で頼れる人が少ない。親が亡くなった後は、どうになってしまうのか。障害者とひとくりにされても同じ障害名でも一人一人違うので、個人に対しての細かい配慮が必要。本人が話せない・会話が成り立たない・気持ちを上手く伝えられないので、支援・サービス・定期的状況の聞き取りなど、行政側から積極的に対応して欲しい。

5. その他

- ・グループホームでメンバーと気が合わないのでストレスになっている。
- ・外出(買い物・外食)の機会を増やしたい。

福祉サービス

- ・年金で見てもらえる施設があれば良い。
- ・給与所得・年金が少なく、なかなか支払等も出来ない状態が続いている。そういう生活支援を手軽に受けられるサービスをお願いしたい。一度、社協に相談したが、手続きがとても大変であきらめた。
- ・障害手帳を持っているがバスが200円だ。一律100円にして欲しい。
- ・お風呂に入れなくなってきているのでシャワーキャリーなどで入浴できる施設があればよい。
- ・福祉タクシーは、一台しかないので利用出来ないことも多い。
- ・ヘルパー(有料)支援とか認められると将来的に助かる。
- ・手帳の種類・等級に関係なく、手帳を持っている人や家族が生活していくうえで、全ての事に充実した支援を増やして欲しい。
- ・老人の共同生活のできる施設が必要。

社会参加・就労等

- ・町内に働く場がない。障がいに応じた働く場を提供して欲しい。町外で働き場をさがしたい。
- ・誰もが平等に仕事ができるような環境をつくってくれる事を願う。
- ・働きたくても運転できないので、交通面でダメになる。
- ・働けるという喜びを奥出雲町の障がい者の人達にも感じて欲しいと切に思う。
- ・自分の生活スタイルに合った仕事の仕方を見つけていきたい。
- ・病気があっても仕事を斡旋して欲しい。
- ・障がい者の方を多く、雇用してくれる企業を積極的に誘致してもらいたい。また、そのような相談ができる場所を設置してほしい。
- ・福祉関係で働く人の大変さを理解し賃金を上げて欲しい。農家へのお米を作る大変さもあり、米の値段を下げないで欲しい。
- ・お金を稼ぐ場所を与えて欲しいと切に願う。

1. 心理的ケア

- ・ 頼れる人が少なく、親は孤立しがち。障害に対しての知識・理解が、周囲に少なく話してもなかなか伝わらない。親への支援・メンタル面の支援があれば助かる。家や金銭問題がなければ、教育・医療・施設・設備のある都市部へ引っ越したい。将来のビジョンが見えない。
- ・ 人に会うのが嫌だ。孤立している。人目が気になる。(白い目で見られてる)
- ・ 差別発言が多く悩んだ。差別をする・ひどい言い方をする人に対して、相談できる場所があると良い。ひどい言い方をする人を何とかして欲しい。

2. 地域全体での人権教育の必要性

- ・ もっと障がいの事を理解して欲しい。
- ・ 外人扱いは、やめて欲しい。外から帰ると近所は、ろくな事を言わない。
- ・ 精神病と診断されてから職場での扱いがかわった。休暇届も言い出せず、無理のし過ぎで自傷行為・自殺未遂が増えた。「もう雇えない」と言われる事に不満を感じる。人材を求めているのに辞めさせるのはどうかと思う。精神病だからかわると面倒と周囲から思われる事に不安を感じる。障がい者扱いせず一人の人間としてみて欲しい。
- ・ 精神障がい者の場合、身体的・知的障がい者の方より肩身が狭いと感じる。身体的・知的障がいの方は支援するけど精神障がい者は、差別する人もいる。精神障がい者＝人間として失格のように扱われたくない。
- ・ 障がいの特性から、周りの人の視線や言葉がとても痛い時が時々ある。周囲の人に障害の特性を理解してもらえれば、それは、少しずつ減ると思う。
- ・ 障害も外がいにの中には、私は不自由だから周りの者が優しくしてくれるのが、当然・当たり前と思う考えの人が多と思う。例えば、この仕事は、始めから私にはできないと努力せず仕事に就こうとしない人。私は、障害者だから値引きしてくれないかと言う事等々。同じ障害を持つ者として恥ずかしく思う。そんな時、私もこんな障害があるが毎日働けて嬉しく思うと話している。心まで障害を負ってはいけなく強く思う。しかし、一人では、出来ない事も沢山ある。「助けてください」「手伝ってください」と頭を下げる気持ちも必ず持っていないといけないと思う。自分で出来ることは、自分です。援助してもらわなければならない事をはっきりと障害者自身が自覚する事が一番だと思う。

3. 支援制度に当てはまらない障害者への支援

- ・ 自分のような手帳の交付対象とならないが、発達障害があり、日常生活や今後就労するに当たり周囲の援助を必要としなければならない人の場合、今の制度では、どれも非該当である為とても不利だ。

- ・ 移動・情報取得(災害)に不安。

その他

- ・ 家族間の仲が良くないので、第三者に入ってもらって上手くいくような支援があったら良いと感じている。血はつながっていても、違う人間同士なので色々あって、どこの家庭も同じかもしれないが。
- ・ アンケートには、とりあえず答えた。だれが、どのような障がいがあるかもっとよく知ったうえでの質問にしたらどうか？全員への送付？この中での障がいは、知的・精神面でのかなり重度の方への質問と受けとめた。私は、普通に会社に入社し足が悪くても人並みの事はして来だし、会社では、新入社員の指導・育成・教育もやって、役職も持ち他人に迷惑をかける様なことは、いっさいしていない。これから先、程度が悪くなり手術をしたり、歩けなくなる事もあるかと思う。その時は、充実したサービスが受けれたら良いと思う。アンケートは、本人に直接送り付けて無記名とは、おかしくはないか？単に統計を取るのではなく町として実態をしっかり知る必要があるのでは？
- ・ 障がい者の方の中にも結婚を考えておられると思う。障がい者と言うだけで二の足を踏む方が少なからずいる。世話をする親の方が高齢になっていき将来のパートナーの事も心配の一つでもある。理解のある方々と縁があるように。
- ・ 嫁がないのが不安。
- ・ 健診(自治体)に行った時スムーズに受けれるようにして欲しい。
- ・ 私の病気は、一日中ほとんど自分が無にちかくなって、もう一つ人間になりきれない・目覚めていない日が毎日続く。自分さえ分からなくなり元に戻らなくなる日が来るかと思うと、毎日生きている気がしない。毎日の発作の連続でもう、何年も生きた感覚がない。今は、トイレにもいきたくない。お腹が減っても死んだ方がましと思うくらい動きたくない。いくら食べようとしてもすぐ欲しくなくなり、食べるのが面倒になる。一番は、お金がないこと。減っていくばかりで、少しずつ貯めても、何処か壊れてまたお金のいる繰り返し。この先どうやって生活していったら良いのか。

◆資料 3

障害福祉サービス提供事業所一覧

【福祉関係機関および福祉施設…雲南圏域】

(平成27年1月末現在)

施設名	所在地	事業内容等
①仁多ヘルパーステーション	奥出雲町三成226	・居宅介護 ・重度訪問介護 ・移動支援
②就労継続支援B型事業所 けやきの郷	奥出雲町三成208-2	・相談支援 ・地域移行支援 ・地域定着支援 ・就労継続支援B型
③NPO法人ふきのとう	奥出雲町横田1057-1	・相談支援 ・地域移行支援 ・地域定着支援 ・就労継続支援B型 ・生活介護 ・日中一時支援
④あすなろ	奥出雲町横田1128-28	・生活介護
⑤ヘルパーステーション たんぼぼ	奥出雲町稲原57-6	・居宅介護 ・重度訪問介護
⑥ヴィラ佐白（仁寿会）	奥出雲町佐白312-35	・グループホーム
⑦そよかぜ館	雲南市木次町下熊谷1259-1	・相談支援 ・地域移行支援 ・地域定着支援
⑧パレット	雲南市三刀屋町古城45-6	・地域活動支援センター
⑨しゃぼん玉工房	雲南市三刀屋町古城45-6	・生活介護 ・就労移行支援 ・就労継続支援B型 ・自立訓練（生活） ・日中一時支援
⑩さくら教室	雲南市加茂町三代691-1	・児童発達支援（児童デイ） ・障がい児相談支援
⑪アーチ	雲南市木次町下熊谷1259-1	・障がい者就業・生活支援 センター
⑫レインボーハイツ	雲南市三刀屋町古城45-6	・グループホーム
⑬いいしハイツ	雲南市三刀屋町多久和1159	・グループホーム

※添付の地図と照らし合わせてご覧ください

⑭こじょうハイツ	雲南市三刀屋町古城 4 2 - 2	・グループホーム
⑮はるひハイツ	雲南市木次町下熊谷 1 2 5 9 - 1	・グループホーム
⑯山楽園・山光園	雲南市掛合町松笠 2 1 5 4 - 1	・施設入所支援 ・グループホーム ・就労継続支援 B 型 ・生活介護 ・相談支援（知的） ・短期入所 ・地域移行支援 ・地域定着支援
⑰ヴィラ古城	雲南市三刀屋町古城 1 2 8 4	・グループホーム
⑱ヴィラさくら	雲南市木次町東日登 2 1 6 - 1	・グループホーム
⑲ヴィラかじか	雲南市掛合町松笠 2 7 - 3	・グループホーム
⑳ヴィラ佐中	雲南市掛合町松笠 2 2 1 7 - 3	・グループホーム
㉑ヴィラ松笠	雲南市掛合町松笠 1 1 7 4 - 2	・グループホーム
㉒ヴィラかすみ	雲南市掛合町多根 4 9 0	・グループホーム
㉓きすき障害者（児） 居宅介護センター	雲南市木次町東日登 3 5 1 - 5	・居宅介護 ・移動支援 ・行動援護
㉔きすきの里	雲南市木次町東日登 3 5 1 - 5	・就労継続支援 B 型
㉕はっとらいふ雲南	雲南市木次町東日登 3 5 1 - 5	・生活介護 ・地域活動支援センター ・日中一時支援
㉖きすきひまわりの家	雲南市木次町東日登 3 5 6	・短期入所 ・グループホーム
㉗きすき障害者（児） 相談支援センター	雲南市木次町東日登 3 5 1 - 5	・相談支援 ・地域移行支援 ・地域定着支援
㉘NPO 法人ふれんど	雲南市木次町新市 3	・就労継続支援 B 型 ・地域活動支援センター ・相談支援
㉙あおぞら	雲南市大東町下阿用 6 9 1 - 2	・相談支援 ・居宅介護 ・重度訪問介護

③⑩野の花	雲南市大東町仁和寺 9 3 5 - 1	・生活介護
③⑪風車の舎	雲南市大東町大東 1 3 1 9 - 1 4	・グループホーム
③⑫ＪＡすずらん福祉センター	雲南市木次町里方 1 0 9 3 - 1 1 9	・居宅介護 ・重度訪問介護
③⑬さくらおろち牧場 そらうま	雲南市木次町北原 9 3 3 - 2	・放課後等デイサービス
③⑭エコカレッジ	雲南市木次町湯村 8 7 6	・就労継続支援Ａ型
③⑮ヘルパーステーション かも	雲南市加茂町宇治 3 2 8	・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護
③⑯かも社会就労センター	雲南市加茂町加茂中 2 5 3 - 1	・就労継続支援Ｂ型 ・相談支援
③⑰雲南市社会福祉協議会	雲南市三刀屋町三刀屋 1 2 1 2 - 3	・相談支援 ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・行動援護 ・同行援護 ・生活介護
③⑱あゆみの里	飯石郡飯南町頓原 1 0 7 0	・相談支援 ・就労継続支援Ｂ型 ・グループホーム
③⑲ピアハウスあすなろ	飯石郡飯南町頓原 1 0 7 0	・グループホーム
④⑩赤名あゆみ園	飯石郡飯南町頓原 1 0 7 0	・グループホーム
④⑪ケアポートよしだ	雲南市吉田町深野 8 4 - 6	・居宅介護 ・重度訪問介護
④⑫ふかのの里	雲南市吉田町深野 8 4 - 6	・居宅介護 ・生活介護
④⑬とちのみ	雲南市吉田町深野 8 4 - 6	・居宅介護 ・生活介護
④⑭きすきヘルパーステーション	雲南市木次町山方 1 1 1 1	・居宅介護 ・重度訪問介護 ・行動援護
④⑮飯南町社会福祉協議会	飯石郡飯南町野萱 1 8 2 6 - 2	・居宅介護 ・重度訪問介護 ・短期入所 ・生活介護
④⑯晴雲の里	飯石郡飯南町頓原 9 7 2 - 4	・就労継続支援Ｂ型

◆資料 4

奥出雲町障害福祉計画策定委員会設置要綱

〔平成 23 年 10 月 1 日〕
〔奥出雲町告示第 113 号〕

(設置)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条に基づき、奥出雲町障害福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、奥出雲町障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画における調査及び研究に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、25 名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 障害福祉関係団体の役員又は職員
- (2) 障害者、障害児又はその家族
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱した日から当該計画策定が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長をそれぞれ 1 人置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会には必要に応じ、部会を置くことができる。
- 3 委員会の運営上必要があると認めたときは、委員以外の出席を求め、説明又は

意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、福祉事務所において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年11月1日から施行する。

◆資料 5

第 4 期奥出雲町障がい福祉計画策定委員会 委員名簿

団体名等	役職名	氏 名	備 考
奥出雲町精神障害者家族会	会長	岩田 明人	委員長
社会福祉法人 仁多福祉会 けやきの郷	施設長	植田 泰正	副委員長
奥出雲町自治会長会連合会	連合会長	石原 肇	
奥出雲町民生委員児童委員協議会	児童福祉部長	西村 昇	
奥出雲町手をつなぐ育成会	会長	宇田川 光好	
にこにこ保護者の会	会長	佐々木 浩永	
奥出雲町身体障害者協会	事務局	三澤 砂由美	
奥出雲町特別支援連携協議会	委員長	恩田 仁志	
幼稚園・保育所所長会	園長	石田 幸枝	
社会福祉法人 雲南広域福祉会	統括所長	井谷 順子	
社会福祉法人 仁寿会	施設長	高橋 邦明	
NPO法人 ふきのとう	統括所長	村尾 美由紀	
奥出雲町社会福祉協議会	事務局長	池田 幹雄	
町立奥出雲病院	医療相談員	吉川聖一	

